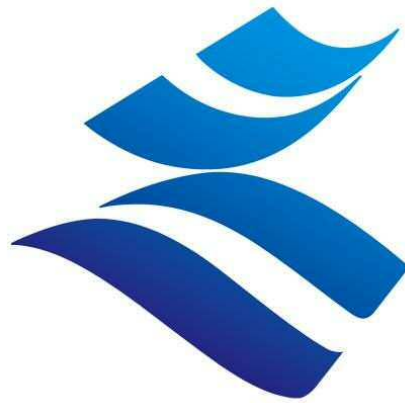


令和3年度

環境施策の概要



令和3年4月

鹿児島県環境林務部

〈目 次〉

I	環境行政の基本方針	1
II	環境行政の施策体系	3
III	令和3年度環境林務部の予算の概要	4
IV	環境行政の施策概要	
1	豊かな自然との共生と地球環境の保全	
(1)	自然と共生する地域社会づくり	
ア	多様な自然環境の保全・再生	7
イ	自然に学び, 自然とふれあい, 自然を生かす取組の推進	10
ウ	世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進	11
(2)	地球環境を守る脱炭素社会づくり	
ア	温暖化防止に向けた気運の醸成	12
イ	温室効果ガス排出削減対策の推進	13
(3)	環境負荷が低減される循環型社会の形成	
ア	ごみの排出抑制・リサイクル等の促進	14
イ	産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル及び処理施設整備の促進	15
ウ	産業廃棄物の適正処理の推進	16
2	安心・安全な県民生活の実現	
(1)	強靱な県土づくりと危機管理体制の強化	
ア	様々な危機事象への適切な対応	17
V	事業概要	
1	環境林務課	
(1)	施策体系	18
(2)	事業概要	19
ア	水俣病救済対策事業	
イ	公害医療研究事業	
ウ	水俣病総合対策事業	
エ	環境影響評価事業	
オ	環境政策総合調整事業	
カ	環境保健センター調査研究事業	
キ	環境保健センター情報処理事業	
2	地球温暖化対策室	
(1)	施策体系	23
(2)	事業概要	24
ア	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(パリ協定から始める50-80かごしま県民運動推進事業)	
イ	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(地球温暖化対策制度検討事業)	
ウ	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(こども環境教育支援事業)	
エ	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(エコ通勤普及推進事業)	
オ	かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)	
カ	気候変動適応推進事業(新規)	
キ	九州エコファミリー応援アプリ推進事業(新規)	
ク	2050年鹿児島ゼロカーボン推進事業(新規) ※ 令和2年度補正予算	

3	廃棄物・リサイクル対策課	
(1)	施策体系	27
(2)	事業概要	28
	ア ヤスデまん延防止対策事業	
	イ ダイオキシン類対策事業	
	ウ フロン対策推進事業	
	エ 廃棄物処理施設指導監督事業	
	オ ごみ減量化・リサイクル等推進事業	
	カ 海岸漂着物地域対策推進事業	
	キ 産業廃棄物循環型社会推進事業	
	ク 産業廃棄物税効果検証事業	
	ケ 産業廃棄物指導管理事業	
	コ 産業廃棄物処理対策事業	
	サ 産業廃棄物適正処理推進事業	
	シ エコパークかごしま関連事業	
	ス 産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金造成事業	
	セ 廃棄物処理体制整備事業（新規）	
4	自然保護課	
(1)	施策体系	36
(2)	事業概要	37
	ア 自然環境保全対策事業	
	イ 自然公園等管理事業	
	ウ 国立公園施設整備推進事業	
	エ 県立自然公園満喫周遊事業（新規）	
	オ 自然公園対策事業	
	カ ウミガメ保護対策事業	
	キ 未来へつなごう鹿児島県の生物多様性推進事業	
	ク 希少野生動植物保護対策事業	
	ケ 外来動植物被害防止総合対策事業（新規）	
	コ 奄美野生生物保護促進事業	
	サ 鳥獣保護対策事業	
	シ 特定地域鳥獣保護管理事業	
	ス 屋久島環境文化村整備推進事業	
	セ 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業	
	ソ 世界自然遺産「奄美」保全・活用事業	
	タ 世界自然遺産管理運営推進事業	
	チ 奄美自然観察の森整備事業	
	ツ 鳥インフルエンザ環境調査事業	
5	環境保全課	
(1)	施策体系	44
(2)	事業概要	45
	ア 大気汚染防止事業	
	イ 大気監視測定事業	
	ウ 酸性雨監視測定事業	
	エ 大気監視測定機器整備事業	
	オ 環境情報管理事業	
	カ 騒音・振動・悪臭対策事業	
	キ ダイオキシン類対策事業	
	ク 規制管理事業	

- ケ 水質保全事業
- コ 水質監視測定事業
- サ 水質監視測定機器整備事業（新規）
- シ 鹿児島湾ブルー計画推進事業
- ス 池田湖環境保全対策事業
- セ 環境保全委託調査事業

6 森林経営課

- (1) 施策体系50
- (2) 事業概要51
 - ア かがしまエコファンド推進事業
 - イ 森林資源循環利用CO₂認証促進事業

VI 資料編

- 1 屋久島環境文化村中核施設の概要52
- 2 ごみ処理施設の整備状況54
- 3 し尿処理施設の整備状況58
- 4 産業廃棄物の状況62
- 5 自然公園及び自然環境保全地域の概要64
- 6 県内における環境大気監視状況67
- 7 県内における公共用水域の水質状況69
- 8 県指定希少野生動植物一覧（45種）71
- 9 関係機関及び附属機関72

I 環境行政の基本方針

本県は、南北約600キロメートルにも及ぶ広大な県土に、多くの島々や長い海岸線を有し、日本で初めて国立公園に指定された霧島や世界自然遺産の屋久島、世界的にも貴重な動植物を有する奄美群島、毎年1万羽以上渡来する出水平野の特別天然記念物「ツル」など、特色あるすぐれた自然に恵まれており、このふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り、育て、将来の世代に継承していく必要があります。

このため、「かごしま未来創造ビジョン」、「県環境基本計画」等を踏まえ、自然と共生する地域社会づくりや地球環境を守る脱炭素社会づくり、環境負荷が低減される循環型社会の形成を目指し、環境の保全及び形成に関する以下の施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

1 豊かな自然との共生と地球環境の保全

(1) 自然と共生する地域社会づくり

ア 多様な自然環境の保全・再生

・ 自然環境の保全・活用

豊かな生物多様性を保全するため、県民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、鳥獣の保護管理、野生鳥獣による農作物被害等の防止・軽減、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進、漂流・漂着ごみ対策などに取り組みます。

自然公園の適正な管理と利用を図ります。

・ 水俣病対策

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定審査業務を行うとともに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく医療費助成等を行い、水俣病対策の円滑な実施に努めます。

・ 大気環境等の保全

大気環境や生活環境の保全を図るため、PM2.5などの監視測定や、ばい煙発生施設等に係る排出規制などを行うとともに、騒音・振動、悪臭、有害化学物質等に係る対策を推進します。

・ 水環境の保全

公共用水域や地下水の水質保全を図るため、水質の監視や工場・事業場の排水規制などを行うとともに、鹿児島湾及び池田湖について、「鹿児島湾ブルー計画」及び「池田湖水質環境管理計画」に基づき各種施策を進めます。

・ 環境影響評価等

開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、これらの行為について、環境保全上の観点からの検討、適切な配慮を促進します。

イ 自然に学び、自然とふれあい、自然を生かす取組の推進

生物多様性が暮らしの基盤であることの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進めます。

豊かな自然環境を生かしたエコ・ツーリズムを促進します。

世界自然遺産、国立公園など本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組を促進します。

ウ 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

「屋久島」と推薦地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の2つの世界自然遺産を有する県として、適切な保全・管理を図りながら、世界遺産としての価値を生かした持続可能な地域づくりを推進します。

奄美群島の自然と文化にふれあえる群島内の全市町村をつなぐ「世界自然遺産奄美トレイル」などを通じ、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努めます。

(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

ア 温暖化防止に向けた気運の醸成

地球環境の保全に向け、県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。

また、「県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育等を推進します。

イ 温室効果ガス排出削減対策等の推進

「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」や「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減や気候変動の影響への適応のための取組を推進します。

本県の二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門における排出削減対策として、エコ通勤や電気自動車等の普及に向けた充電インフラ整備支援等を推進します。

ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを推進します。

事業者や県民などの自発的な温室効果ガス排出削減を促進するため、自ら削減できない排出量を森林整備によるCO₂吸収量で埋め合わせる取組を推進するとともに、自転車や公共交通機関の利用、家庭生活や事業活動における省エネ活動を促進します。

(3) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

ア ごみの排出抑制・リサイクル等の促進

ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進します。

県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりなど、ライフスタイルの一層の見直しを促進します。

イ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進

リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や、産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備を促進します。

ウ 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者における処理責任の原則の普及啓発を推進するとともに、優良な処理業者の育成及び不適正処理に対する監視指導の徹底を推進します。

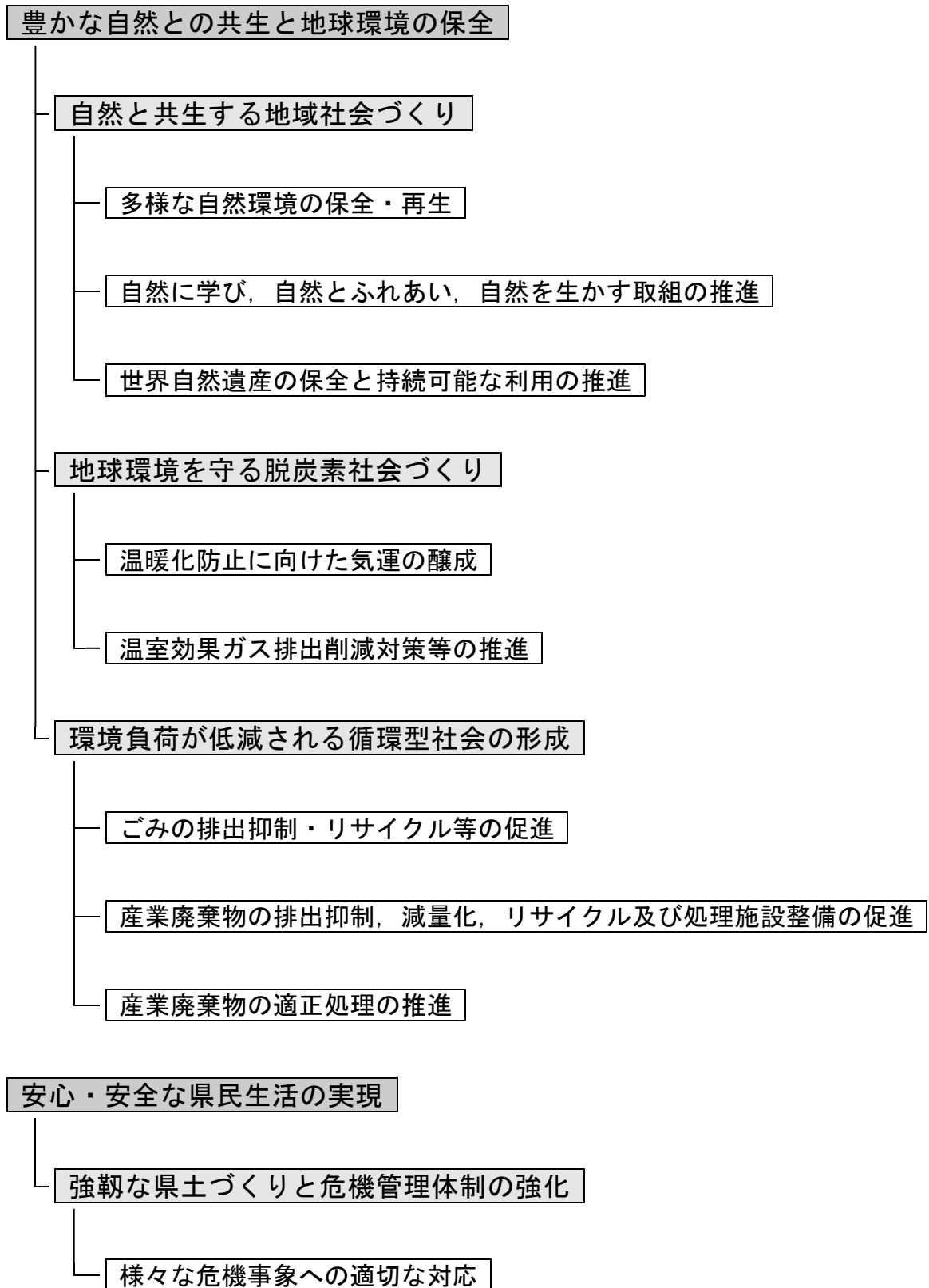
2 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

ア 様々な危機事象への適切な対応

高病原性鳥インフルエンザの発生に対応するため、引き続き初動防疫体制の確保に努めます。

II 環境行政の施策体系



Ⅲ 令和3年度環境林務部の予算の概要

1 費目別予算の状況

(1) 一般会計

(単位：千円，%)

区分	令和3年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (B)	令和2年度 3月現計 (C)	対前年度比 (A)／(B)	対前年度比 (A)／(C)	県予算(A)欄 に占める割合
県 予 算	844,375,000	839,853,000	975,295,755	100.5	86.6	—
環境林務部予算	20,390,063	22,176,475	24,941,525	91.9	81.8	2.4

(一般会計歳入歳出予算内訳)

(単位：千円，%)

区分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		令和2年度 3月現計		(A)／(B)	(A)／(C)	
	(A)	構成比	(B)	構成比	(C)	構成比			
衛生費	環境衛生費	6,077,962	29.8	6,429,620	29.0	6,515,255	26.1	94.5	93.3
	計	6,077,962	29.8	6,429,620	29.0	6,515,255	26.1	94.5	93.3
農林水産業費	林業費	13,084,282	64.2	14,600,850	65.8	17,503,811	70.2	89.6	74.8
	計	13,084,282	64.2	14,600,850	65.8	17,503,811	70.2	89.6	74.8
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	1,227,819	6.0	1,146,005	5.2	911,427	3.7	107.1	134.7
	県有施設 災害復旧費	0	0.0	0	0.0	11,032	0.0	—	皆減
	計	1,227,819	6.0	1,146,005	5.2	922,459	3.7	107.1	133.1
合 計	20,390,063	100.0	22,176,475	100.0	24,941,525	100.0	91.9	81.8	
(財源内訳)									
分担金及び負担金	17,020	0.1	17,020	0.1	27,100	0.1	100.0	62.8	
使用料及び手数料	37,561	0.2	40,138	0.2	39,729	0.2	93.6	94.5	
国庫支出金	8,908,524	43.7	10,124,059	45.7	12,286,589	49.3	88.0	72.5	
財産収入	38,030	0.2	36,349	0.2	36,497	0.1	104.6	104.2	
寄附金	1,100	0.0	1,000	0.0	600	0.0	110.0	183.3	
繰入金	259,741	1.3	227,261	1.0	222,853	0.9	114.3	116.6	
諸収入	1,936,464	9.5	1,847,027	8.3	1,845,757	7.4	104.8	104.9	
県債	3,395,100	16.7	4,085,000	18.4	5,051,600	20.3	83.1	67.2	
一般財源	5,796,523	28.4	5,798,621	26.1	5,430,800	21.8	100.0	106.7	

(2) 特別会計

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		令和2年度 3月現計		(A)／(B)	(A)／(C)
	(A)	構成比	(B)	構成比	(C)	構成比		
林業・木材産 業改善資金貸 付事業費	102,035	100.0	102,093	100.0	102,093	100.0	99.9	99.9
合 計	102,035	100.0	102,093	100.0	102,093	100.0	99.9	99.9
(財源内訳)								
繰 入 金	50	0.0	40	0.0	40	0.0	125.0	125.0
繰 越 金	96,830	94.9	96,898	94.9	96,898	94.9	99.9	99.9
諸 収 入	5,155	5.1	5,155	5.0	5,155	5.0	100.0	100.0

2 課別予算の状況

(1) 一般会計

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		令和2年度 3月現計		(A)／(B)	(A)／(C)
	(A)	構成比	(B)	構成比	(C)	構成比		
環境林務課	6,759,273	33.1	6,913,084	31.2	7,000,505	28.1	97.8	96.6
廃棄物・リサイクル対策課	882,300	4.3	857,732	3.9	914,036	3.7	102.9	96.5
自然保護課	576,072	2.8	780,799	3.5	745,997	3.0	73.8	77.2
環境保全課	195,143	1.0	211,911	1.0	205,074	0.8	92.1	95.2
森林経営課	2,237,234	11.0	2,399,894	10.8	2,268,787	9.1	93.2	98.6
かごしま材振興課	4,027,737	19.8	4,454,058	20.1	5,217,161	20.9	90.4	77.2
森づくり推進課	5,712,304	28.0	6,558,997	29.6	8,589,965	34.4	87.1	66.5
計	20,390,063	100.0	22,176,475	100.0	24,941,525	100.0	91.9	81.8

(2) 特別会計

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		令和2年度 3月現計		(A)／(B)	(A)／(C)
	(A)	構成比	(B)	構成比	(C)	構成比		
環境林務課	102,035	100.0	102,093	100.0	102,093	100.0	99.9	99.9

IV 環境行政の施策概要

1 豊かな自然との共生と地球環境の保全

(1) 自然共生する地域社会づくり

ア 多様な自然環境の保全・再生

・ 自然環境の保全・活用

豊かな生物多様性を保全するため、県民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、鳥獣の保護管理、鳥獣による農作物被害等の防止・軽減、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進、漂流・漂着ごみ対策などに取り組む。

自然公園の適正な管理を推進するとともに、県立自然公園の利用を促進するため自然体験メニューや周遊コース等の造成、情報発信の強化などに取り組む。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
自然環境保全対策事業	2,036	1 環境審議会(自然環境部会・鳥獣部会)の運営 2 自然保護思想の普及啓発 3 自然保護推進員の設置
自然公園等管理事業	3,221	1 自然公園等の管理 2 公園区域内における許認可事務 3 甌島ツーリズム推進協議会等による甌島 国定公園の適正な保護と利用の促進
国立公園施設整備推進事業	8,688	国立公園における観光客の受入体制を整えるにあたり、市町村が行う施設整備に対する補助
県立自然公園満喫周遊事業	4,948	1 県立自然公園内の自然体験メニューや周遊コース等の造成、環境文化の発掘 2 自然公園の魅力や楽しみ方の情報発信
自然公園対策事業	68	ノカイドウの保護対策
ウミガメ保護対策事業	7,107	1 ホームページ等による普及啓発活動 2 市町村ウミガメ保護監視員の設置費補助
未来へつなごう鹿児島 の生物多様性推進事業	1,900	1 生物多様性の保全再生活動等に取り組む 団体への支援 2 県指定希少野生動植物の保全対策 3 奄美世界自然遺産核心地域調査
希少野生動植物保護対策事業	2,094	1 リーフレットを活用した普及啓発 2 希少野生動植物保護推進員による保護活動 3 希少野生動植物監視体制の強化
外来動植物被害防止総合対策事業	3,450	1 条例に基づく普及啓発の強化 2 外来種対策検討委員会の開催 3 外来動植物対策推進員の設置 4 侵入初期の外来種対策
奄美野生生物保護促進事業	820	奄美自然体験活動推進協議会への負担金
鳥獣保護対策事業	10,424	1 鳥獣保護区の指定・管理 2 鳥獣保護思想の普及啓発 3 鳥獣保護管理員の設置
特定地域鳥獣保護管理事業	5,937	出水平野のツルの生息環境の整備、改善等
海岸漂着物地域対策推進事業	299,486	県又は市町村による海岸漂着物等の回収・処理等

・ **水俣病対策**

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定審査業務を行うとともに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく医療費助成等を行う。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
水俣病救済対策事業	49,940	1 水俣病認定申請者に対する検診や認定審査 2 水俣病被認定者に対する家庭療養指導
公害医療研究事業	94,081	水俣病認定申請者のうち、認定申請から一定期間経過した者に対する療養費等の支給
水俣病総合対策事業	3,860,999	1 水俣病にも見られる一定の症状を有する者に対する療養費等の支給 2 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の実施 3 水俣病に関する各種相談に対応する相談窓口の設置等

・ **大気環境等の保全**

大気環境の保全を図るため、PM2.5などの監視測定や、ばい煙発生施設等に係る排出規制などを行う。

また、生活環境の保全を図るため、航空機騒音、新幹線鉄道騒音等の監視測定等を行うとともに、ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策を行う。

さらに、ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るなど有害化学物質対策を推進する。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
大気監視測定事業	28,623	1 PM2.5や光化学オキシダント等の監視測定 2 ばい煙発生施設から排出されるばい煙の監視測定 3 有害大気汚染物質モニタリング
大気監視測定機器整備事業	24,564	1 PM2.5などの監視測定に必要な機器の整備・維持管理 2 奄美地域への大気測定局の整備
騒音・振動・悪臭対策事業	4,226	航空機騒音、新幹線鉄道騒音等の監視測定や自動車騒音の常時監視の実施等
ダイオキシン類対策事業	4,245	1 大気、水質、土壌等の常時監視 2 廃棄物焼却施設の検査、PCB廃棄物の保管事業者等の指導等
ヤスデまん延防止対策事業	2,778	1 啓発用リーフレットの作成・配布 2 対策検討委員会、住民説明会等の開催 3 「ヤンバルトサカヤスデの防除対策」の改訂 4 侵入防止対策マニュアルの普及

・ **水環境の保全**

公共用水域や地下水の水質保全を図るため、水質の監視・規制などを行うとともに、鹿児島湾及び池田湖の水質保全を図るため、「鹿児島湾ブルー計画」及び「池田湖水質環境管理計画」に基づき各種施策を推進する。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
水質監視測定事業	23,615	1 公共用水域及び地下水の常時監視調査 2 工場・事業場の排水監視 等
水質監視測定機器整備 事業	5,258	水質監視に必要な機器の整備
鹿児島湾ブルー計画推 進事業	698	1 鹿児島湾水質保全推進協議会の開催 2 鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会への 支援
池田湖環境保全対策事 業	404	1 池田湖水質環境保全対策協議会への支援 2 池田湖導水河川等の水質調査

・ **環境影響評価等**

開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、これらの行為について、環境保全上の観点からの検討、適切な配慮を促進する。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
環境影響評価事業	2,439	1 県環境影響評価条例の施行事務 2 環境影響評価法，県環境影響評価条例， 土地利用協議等に基づく審査・指導等

イ 自然に学び、自然とふれあい、自然を生かす取組の推進

生物多様性が暮らしの基盤であることの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進める。

豊かな自然環境を生かしたエコ・ツーリズムを促進する。

世界自然遺産、国立公園など本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組を促進する。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
屋久島環境文化村整備 推進事業	1,034	屋久島環境文化村構想推進のための調整等
屋久島環境文化村中核 施設管理運営委託事業	143,089	1 (公財)屋久島環境文化財団が行う屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営に要する経費等 2 屋久島環境文化村センターの雨漏り対策工事、屋久島環境文化研修センターの浴室窓枠等補修工事等に要する経費

ウ 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

「屋久島」と推薦地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の2つの世界自然遺産を有する県として、適切な保全・管理を図りながら、世界遺産としての価値を生かした持続可能な地域づくりを推進する。

奄美群島の自然と文化にふれあえる群島内の全市町村をつなぐ「世界自然遺産奄美トレイル」などを通じ、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努める。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
世界自然遺産「奄美」 保全・活用事業	52,077	奄美の世界自然遺産登録及びその後の適切な保全・管理に向けて、自然環境の保全と利用の両立など必要な取組を推進 1 遺産地域における利用ルールの実用 2 遺産登録に係る普及啓発 3 貴重な生態系の保全（外来生物生息状況調査）等
世界自然遺産管理運営 推進事業	2,165	奄美の世界自然遺産登録及びその後の適切な保全・管理に向けて、科学委員会及び地域連絡会議への参画、県有地の管理を実施
奄美自然観察の森整備 事業	84,000	世界自然遺産登録後の観光客の増加を見据え、気軽に奄美の自然を楽しめる施設として、龍郷町の「奄美自然観察の森」のリニューアルに係る経費を助成
屋久島環境文化村整備 推進事業（再掲）	1,034 (再掲)	屋久島環境文化村構想推進のための調整等
屋久島環境文化村中核 施設管理運営委託事業 (再掲)	143,089 (再掲)	1 (公財)屋久島環境文化財団が行う屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営に要する経費等 2 屋久島環境文化村センターの雨漏り対策工事、屋久島環境文化研修センターの浴室窓枠等補修工事等に要する経費

(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

ア 温暖化防止に向けた気運の醸成

地球環境の保全に向け、県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進する。

また、令和3年3月に改定した「県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育等を推進する。

事業名	令和3年度当初予算額 千円	事業概要
地球環境を守るかごしま県民運動推進事業		
・パリ協定から始める50-80かごしま県民運動推進事業	455	1 県民運動推進会議の運営（推進大会の開催等） 2 県民運動推進員研修会の開催 3 低炭素塾の開催 4 かごしま地球環境先進事業者の表彰 5 かごしま環境パートナーズ制度の推進 6 エコライフデーの普及啓発 7 省エネ宣言事業所の募集、かごしまシェアスポットの普及
・地球温暖化対策制度検討事業	910	1 県地球温暖化対策推進条例及び県地球温暖化対策実行計画の周知 2 地域気候変動適応センターの運営
・こども環境教育支援事業	2,722	1 学ぶ環境体験学習塾の開催 2 かごしまこども環境大臣の任命、環境イベント等での活動 3 「体験活動の場」の活用

イ 温室効果ガス排出削減対策等の推進

「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」や「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減や気候変動の影響への適応のための取組を推進する。本県の二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門における排出削減対策として、エコ通勤や電気自動車等の普及に向けた充電インフラ整備支援等を推進する。

ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進する。

九州各県が共同で実施する「九州エコファミリー応援アプリ」やエコライフデーの普及啓発等を通じて、県民による日常生活や事業活動の中での省エネ活動を促進する。

事業者や県民などの自発的な温室効果ガス排出削減を促進するため、自ら削減できない排出量を森林整備によるCO₂吸収量で埋め合わせる取組を推進する。

事業名	令和3年度当初予算額 千円	事業概要
地球環境を守るかごしま県民運動推進事業		
・パリ協定から始める50-80かごしま県民運動推進事業(再掲)	455 (再掲)	1 県民運動推進会議の運営(推進大会の開催等) 2 県民運動推進員研修会の開催 3 低炭素塾の開催 4 かごしま地球環境先進事業者の表彰 5 かごしま環境パートナーズ制度の推進 6 エコライフデーの普及啓発 7 省エネ宣言事業所の募集、かごしまシェアスポットの普及
・エコ通勤普及推進事業	74	エコ通勤に係る普及啓発の実施
かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)	5,570	屋久島CO ₂ フリーの島づくりの取組として、電気自動車の体験会の開催や急速充電設備の維持管理等を実施
気候変動適応推進事業	1,670	気候変動に関するセミナーやキャンペーンの実施により、県民の理解を深め、気候変動に適応した行動を促進
九州エコファミリー応援アプリ推進事業	2,645	九州各県が共同で、手軽にCO ₂ 削減行動に取り組める仕組みとして、ポイントが貯まるスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」を実施
2050年鹿児島ゼロカーボン推進事業【令和2年度補正予算】	170,104	今後の施策展開や計画見直し等のため、推進委員会を設置し、必要な調査・検討を実施するほか、電気自動車等の普及に向けた充電インフラ整備を支援
かごしまエコファンド推進事業	1,696	事業活動や社会活動において発生する温室効果ガスのうち、自ら削減できない排出量について、森林整備によるCO ₂ 吸収量により埋め合わせを行う取組を推進
森林資源循環利用CO ₂ 認証促進事業	2,904	森林資源の循環利用により吸収・固定・削減されたCO ₂ 量を県が認証し、地球温暖化対策への貢献度を「見える化」することにより、県民等による森林吸収源対策の取組を推進
フロン対策推進事業	209	第一種フロン類充填回収業者の登録及び立入検査、管理者等への指導等

(3) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

ア ごみの発生抑制・リサイクル等の促進

ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進する。

県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりなど、ライフスタイルの一層の見直しを促進する。

また、「県廃棄物処理計画」に基づき、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
廃棄物処理施設指導監督事業	671	市町村等の一般廃棄物処理施設整備に係る指導・監督及び施設の維持管理指導
ごみ減量化・リサイクル等推進事業	791	<ol style="list-style-type: none"> 1 「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」の開催及び「ごみ減量等推進研修会」の開催 2 リペアを推奨する「九州まちの修理屋さん」事業の実施 3 「九州食品ロス削減推進事業」の実施（食べきり協力店の募集・公表等） 4 家電リサイクル法の普及啓発 5 自動車リサイクル法の普及啓発及び関連事業者の登録・許可、指導等
産業廃棄物循環型社会推進事業	66,685	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理業者、排出事業者、市町村等に対する研修会の実施 2 県内の産業廃棄物処理業者が講習等の受講料等を負担する場合の助成、労働安全衛生に関するセミナー及び産業廃棄物処理業の体験型学習会を開催
海岸漂着物地域対策推進事業（再掲）	299,486 （再掲）	県又は市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策等

イ 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル及び処理施設整備の促進

リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や，産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備等を促進する。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
産業廃棄物循環型社会 推進事業（再掲）	66,685 （再掲）	1 産学官連携による産業廃棄物の処理技術 の開発や環境保全対策への取組支援 2 産業廃棄物を原材料とするリサイクル製 品の認定と利用促進 3 産業廃棄物処理施設整備等の支援
産業廃棄物税効果検 証事業	1,144	県内における産業廃棄物の排出量等の推 計，産業廃棄物税の導入効果の検証
産業廃棄物処理対策事 業	11,751	産業廃棄物多量排出事業者への処理計画作 成指導

ウ 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者における処理責任の原則の普及啓発を推進するとともに、優良な処理業者の育成及び不適正処理に対する監視指導の徹底、不法投棄された産業廃棄物の撤去等の支援を行うなど、廃棄物の適正処理を推進する。

また、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」において、安心・安全を第一とした運営を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を推進するとともに、住民への啓発活動や周辺地域の環境整備、地域振興等に取り組む。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
産業廃棄物循環型社会 推進事業（再掲）	66,685 （再掲）	1 最終処分業者や中間処理業者が実施する計量器の整備に対する助成 2 産業廃棄物の安定化促進等の手法の検討と評価
産業廃棄物指導管理事業	5,499	産業廃棄物処理業許可や産業廃棄物処理施設設置許可に関する審査・指導等の実施
産業廃棄物処理対策事業（再掲）	11,751 （再掲）	最終処分場の放流水、燃え殻等の分析調査や事業場に対する立入調査等の実施
産業廃棄物適正処理推進事業	49,733	1 産業廃棄物適正処理監視指導員による立入検査や不法投棄防止パトロールの実施 2 産業廃棄物の監視体制の強化 (1) 「産廃不法投棄110番」の運用 (2) 「不法投棄監視ネットワーク」の運用 (3) 「不法投棄防止強化月間」の普及推進 3 原因者不明の不法投棄廃棄物の撤去等原状回復に要する経費の助成
エコパークかごしま関連事業	197,184	公共関与による管理型最終処分場に関連する地域振興等の推進 1 広報誌の発行等の啓発活動の実施 2 道路新設工事に要する経費の負担 3 道路整備や河川改修の実施 4 処分場用地の借受け
産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金造成事業	44,724	公共関与による管理型最終処分場の整備及びその推進のための基金積立
廃棄物処理体制整備事業	3,661	緊急時における廃棄物処理業の継続的な処理体制を整備 1 産業廃棄物処理事業者のBCP策定を促進 2 産業廃棄物業界団体が行う備蓄物資の購入経費を支援

2 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

ア 様々な危機事象への適切な対応

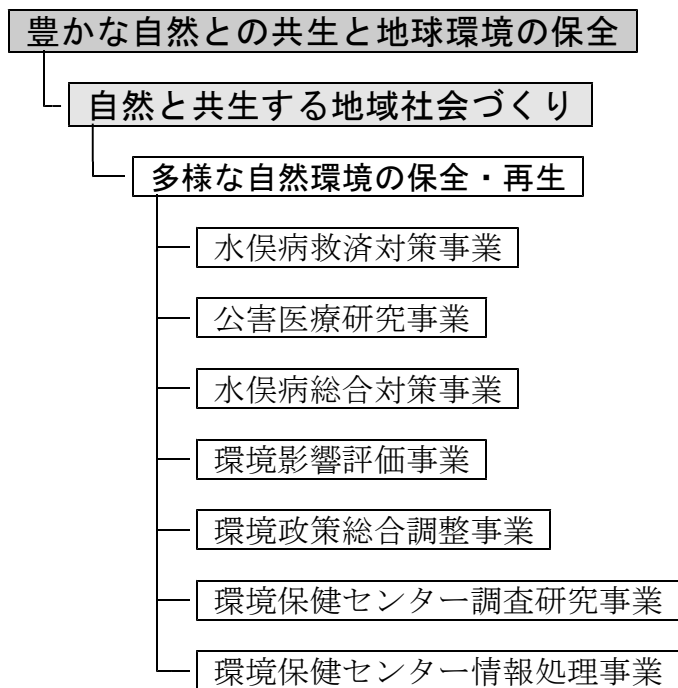
高病原性鳥インフルエンザの発生に対応する初動防疫体制の強化を図る。

事業名	令和3年度 当初予算額 千円	事業概要
鳥インフルエンザ環境 調査事業	1,094	1 野鳥の糞便採取や死亡野鳥のウイルス調査の実施 2 野鳥における鳥インフルエンザに係る初動防疫体制の整備

V 事業概要

1 環境林務課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 水俣病救済対策事業		事業開始年度	昭和49～
実施主体	県		負担割合	国1/2, 県1/2
令和3年度当初予算額	49,940千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	50,230千円	公害健康被害の補償等に関する法律, 行政不服審査法		

〈目的〉

公害による健康被害者の迅速かつ公平な保護を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、水俣病認定申請者に対して検診や認定審査等を行うとともに、水俣病として認定された者に対して家庭療養指導等を行う。

〈事業内容〉

- 1 認定審査
 - (1) 疫学調査の実施
 - (2) 検診の実施（神経内科，眼科，耳鼻科）
 - (3) 認定審査会の開催
- 2 公害保健福祉対策
水俣病として認定された者に対する家庭療養指導
- 3 行政不服審査等
知事の処分に対する再調査の請求，審査請求等に係る事務

〈事業の実施状況〉

水俣病認定申請・審査・処分等の状況 [令和3年2月28日現在] (単位：人)

申請数	処 分 済		未 処 分	
	認 定	棄 却	保 留	未 審 査
	493	延 4, 284	1	1, 060
延 5, 838		延 4, 777		1, 061

事業名等	イ 公害医療研究事業		事業開始年度	昭和49～
実施主体	県		負担割合	国1/2, 県1/2
令和3年度当初予算額	94,081千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	108,211千円	水俣病総合対策費補助金交付要綱, 水俣病要観察者等治療研究事業実施要綱		

〈目的〉

水俣病認定申請者のうち、認定申請から一定期間経過した者に対する療養費等の支給等を行う。

〈事業内容〉

- 1 水俣病要観察者等治療研究事業（治研手帳）
認定申請者のうち一定の要件に該当する者に対する研究治療費等の支給
 - (1) 助成対象者
 - ア 処分保留者
 - イ 要経過観察者
 - ウ 申請後1年を経過した者
 - エ 申請後6か月を経過した者（身体に一定の障害があると医師が診断した者）
 - (2) 助成内容
 - ア 研究治療費
医療費の自己負担額に相当する額
 - イ はり・きゅう・マッサージ施術療養費
月5回以内。支給限度額有り。
 - ウ 研究治療手当
答申保留中の者等が療養の給付を受けた場合、認定審査会の指示により再検査を受けた場合等に支給
 - エ 介添手当
答申保留中で身体上の障害等により、日常生活に介添えを要する状態にある者が介添えを受けた場合に支給

〈事業の実施状況〉

給付対象者 [令和3年2月28日現在]

区 分	対象者数 (人)
処分保留者等	1
申請後1年以上経過者等	894
計	895

事業名等	ウ 水俣病総合対策事業		事業開始年度	平成4～
実施主体	県	負担割合	国8/10, 県2/10(一部 国1/2, 県1/2)	
令和3年度当初予算額	3,860,999千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	4,007,610千円	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法, 水俣病総合対策医療事業実施要綱, 健康管理事業実施要綱		

〈目的〉

水俣病発生地域における住民の健康上の問題の軽減を図るため、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受け、水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者等に対して療養費等を支給するとともに、健康診査等を行う。

〈事業内容〉

1 水俣病総合対策医療事業

(1) 医療手帳

- ア 対象者 水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害を有する者
- イ 助成内容 (7) 療養費
医療費の自己負担額に相当する額
(イ) はり・きゅう施術・温泉療養費
月7,500円以内
(ウ) 療養手当
月17,200円～23,500円

(2) 水俣病被害者手帳

- ア 対象者 水俣病にも見られる一定の神経症状を有すると認められる者等
- イ 助成内容 (7) 療養費
医療費の自己負担額に相当する額
(イ) はり・きゅう施術・温泉療養費
月7,500円以内
(ウ) 療養手当 (一時金等対象者のみ)
月12,900円～17,700円
(エ) 離島加算 (離島居住者が島外の医療機関を受診した場合に支給)
月1,000円

2 健康管理事業

(1) 健康管理事業

出水市及び長島町に居住している者に対する健康診査、健康指導等

(2) 健康不安者フォローアップ健診事業

救済措置の申請を行い、非該当となった方で、かつて水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴い、健康不安を訴え登録する方については、年1回、医師による健診、保健師による保健指導等を無料でを行い、健康不安の解消と軽減を図る。

3 水俣病相談窓口設置事業

水俣病に関する各種相談に対応するため、出水市及び長島町に相談窓口を設置

4 健康不安者に対する健診事業

救済措置の申請を行わなかった方であっても、かつて水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴い、健康不安を訴える方については、年1回、医師による健診、保健師による保健指導等を無料でを行い、健康不安の解消と軽減を図る。

5 獅子島等医療・福祉推進事業

獅子島等の水俣病被害者などを対象としたリハビリテーション等を行う。

〈事業の実施状況〉

医療事業の対象者の状況 [令和3年2月28日現在]

区分	交付者数(人)	現在所持者(人)
医療手帳	2,213	1,113
水俣病被害者手帳	17,119	14,726

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく給付申請

[判定結果(最終)] (単位:件)

累計	切替申請	一時金等給付申請	判定結果		
			一時金等	療養費のみ	非該当
19,971	1,998	17,973	11,127	2,418	4,428

事業名等	工 環境影響評価事業		事業開始年度	昭和50～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	2,439千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	964千円	環境基本法, 環境影響評価法, 県環境基本条例, 県環境影響評価条例等		

〈目 的〉

各種開発行為に係る公害の防止や自然環境の保全等を図るため、環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、事業者が行う環境影響評価等に対する審査・指導等を行う。

〈事業内容〉

- 1 県環境影響評価条例の施行事務
- 2 環境影響評価法, 県環境影響評価条例, 土地利用協議等に基づく審査・指導等

事業名等	オ 環境政策総合調整事業		事業開始年度	昭和45～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	31,689千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	31,291千円	環境基本法, 公害紛争処理法, 公害紛争処理条例, 環境審議会条例等		

〈目 的〉

環境行政を円滑に推進するため、公害審査会や環境審議会の運営及び関係機関との連絡調整等を行う。

〈事業内容〉

- 1 公害審査会の運営
- 2 環境審議会の運営
- 3 環境保全推進
 - (1) 関係機関との連絡調整
 - (2) 九州ブロック環境担当部長会議出席, 政府への提案活動(開促協)等
 - (3) エネルギー管理企画推進者講習
- 4 国庫補助金等の返還

事業名等	カ 環境保健センター調査研究事業		事業開始年度	昭和57～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和 3年度当初予算額	2,005千円	(根拠法令等)		
令和 2年度当初予算額	2,033千円	県環境基本計画等		

〈目的〉

環境、保健分野における本県の地域特性に応じた調査・研究を行い、行政推進上の課題について、科学的・技術的に支援する。

〈事業内容〉

環境：火山活動が大気環境に与える影響に関する調査研究

保健：行政検査陰性検体に係る病原体検索、食品中におけるシアン化合物に関する研究

事業名等	キ 環境保健センター情報処理事業		事業開始年度	昭和57～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和 3年度当初予算額	1,964千円	(根拠法令等)		
令和 2年度当初予算額	2,011千円	環境基本法，県環境基本条例		

〈目的〉

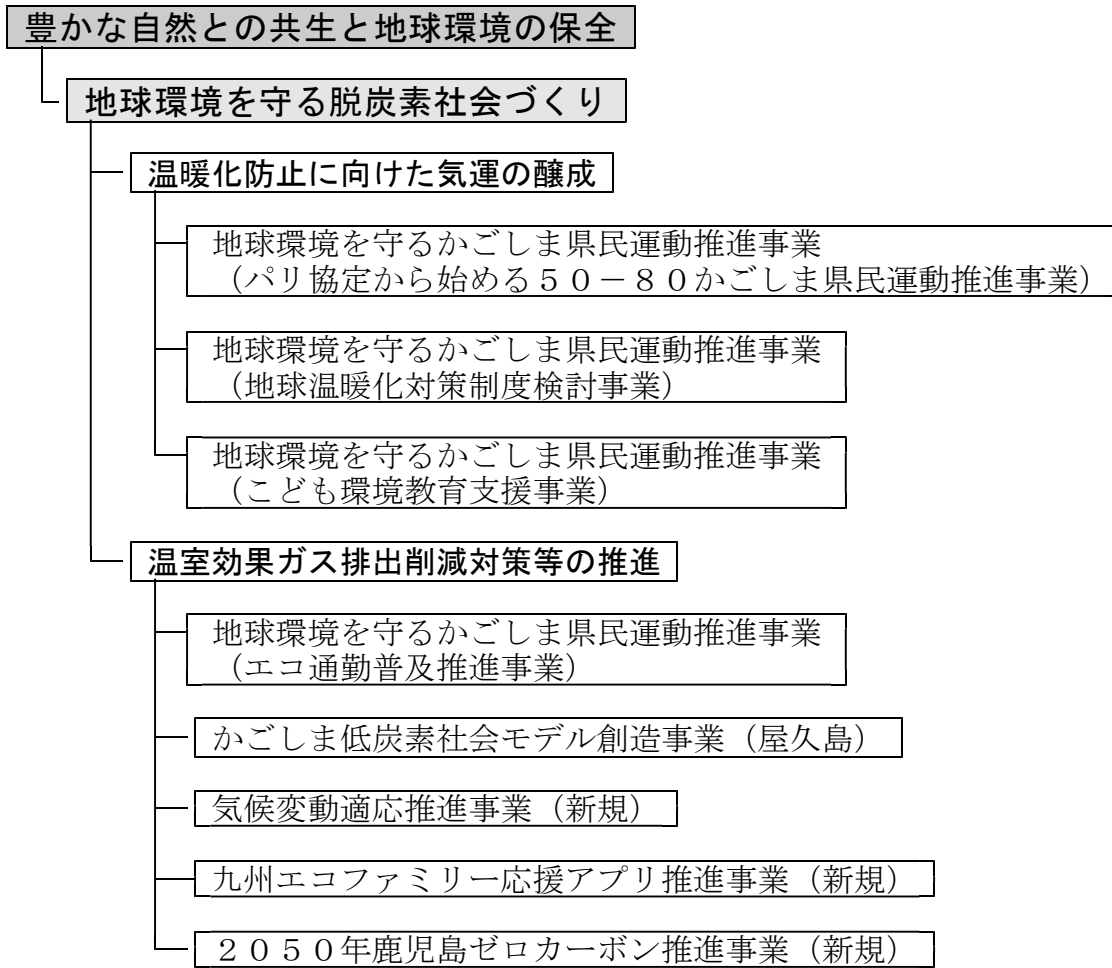
環境保健情報の整備を行い、環境管理の推進に資するとともに、業務効率化を推進する。

〈事業内容〉

- 1 環境情報処理システム運用及び管理
- 2 全国環境研協議会への参画
- 3 研修指導

2 地球温暖化対策室

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (パリ協定から始める50-80かごしま県民運動推進事業)		事業開始年度	平成29～
実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部環境保全基金充当)	
令和3年度当初予算額	455千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	455千円	地球温暖化対策の推進に関する法律, 県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

効果的な温暖化対策を推進するため、「地球環境を守るかごしま県民運動」により、地球温暖化防止をはじめ地球環境保全に向けた具体的行動を県民、事業者、行政が連携・協働して、全県的に展開する。

〈事業内容〉

- 1 県民運動推進会議の運営 (推進大会の開催等)
- 2 県民運動推進員研修会の開催
- 3 低炭素塾の開催
- 4 かがしま地球環境先進事業者の表彰
- 5 かがしま環境パートナーズ制度の推進
- 6 エコライフデーの普及啓発
- 7 省エネ宣言事業所の募集, かがしまシェアスポットの普及

事業名等	イ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (地球温暖化対策制度検討事業)		事業開始年度	平成21～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	910千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	929千円	地球温暖化対策の推進に関する法律, 気候変動適応法 県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

地球温暖化対策について検討を行うとともに、県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画の周知を図る。

〈事業内容〉

- 1 地球温暖化対策の検討及び県地球温暖化対策推進条例・県地球温暖化対策実行計画の周知
- 2 地域気候変動適応センターの運営

事業名等	ウ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (こども環境教育支援事業)		事業開始年度	平成30～
実施主体	県	負担割合	県10/10 (環境保全基金充当)	
令和3年度当初予算額	2,722千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	2,260千円	環境教育等促進法, 県環境教育等行動計画, 県環境基本条例, 県環境基本計画, 県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

将来を担う子どもとその保護者に対し、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験等を通じて、関心や理解を深め、課題解決につながる具体的な行動を促す。

〈事業内容〉

- 1 学ぶ環境体験学習塾の開催
- 2 かがしまこども環境大臣の任命, 環境イベント等での活動
- 3 「体験活動の場」の活用

事業名等	エ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (エコ通勤普及推進事業)		事業開始年度	平成22～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	74千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	74千円	地球温暖化対策の推進に関する法律, 県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

通勤時におけるCO₂排出量削減を図るため、エコ通勤の普及啓発を行う。

〈事業内容〉

エコ通勤を普及啓発するための広報及び普及啓発用チラシの配布

事業名等	オ かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)		事業開始年度	平成21～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	5,570千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	7,481千円	地球温暖化対策の推進に関する法律, 県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、モデル性や発信性の高い取組を行う。

〈事業内容〉

屋久島CO₂フリーの島づくりの取組として、電気自動車体験会の開催や急速充電設備の維持管理等を実施

事業名等	カ 気候変動適応推進事業(新規)		事業開始年度	令和3～
実施主体	県		負担割合	県10/10(環境保全基金 充当)
令和3年度当初予算額	1,670千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	0千円	気候変動適応法, 気候変動適応計画 県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

県民や事業者に対し、セミナーやキャンペーン等を実施し、気候変動に関する理解・関心を深め、気候変動に適応した行動を促進する。

〈事業内容〉

気候変動に関するセミナーの開催及び気候変動対策キャンペーンの実施

事業名等	キ 九州エコファミリー応援アプリ推進事業(新規)		事業開始年度	令和3～
実施主体	県(九州エコファミリー応援アプリ運営協議会)		負担割合	県10/10(環境保全 基金充当)
令和3年度当初予算額	2,645千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	0千円	九州地域戦略会議の政策提言「地球温暖化対策の連携」における「低炭素社会を目指す九州モデル」のアクションプラン 重点戦略		

〈目的〉

手軽にCO₂削減行動に取り組むとポイントが貯まる九州各県共通のスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」を管理・運用する。

〈事業内容〉

地球温暖化防止に繋がる行動(アクション)を行うとポイントが貯まるアプリを開発し、活用する。

事業名等	ク 2050年鹿児島ゼロカーボン推進事業（新規）		事業開始年度	令和2～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	0千円	（根拠法令等）		
令和2年度補正予算額	170,104千円 ※令和3年度へ繰越	地球温暖化対策の推進に関する法律， 県地球温暖化対策推進条例，県地球温暖化対策実行計画		

〈目 的〉

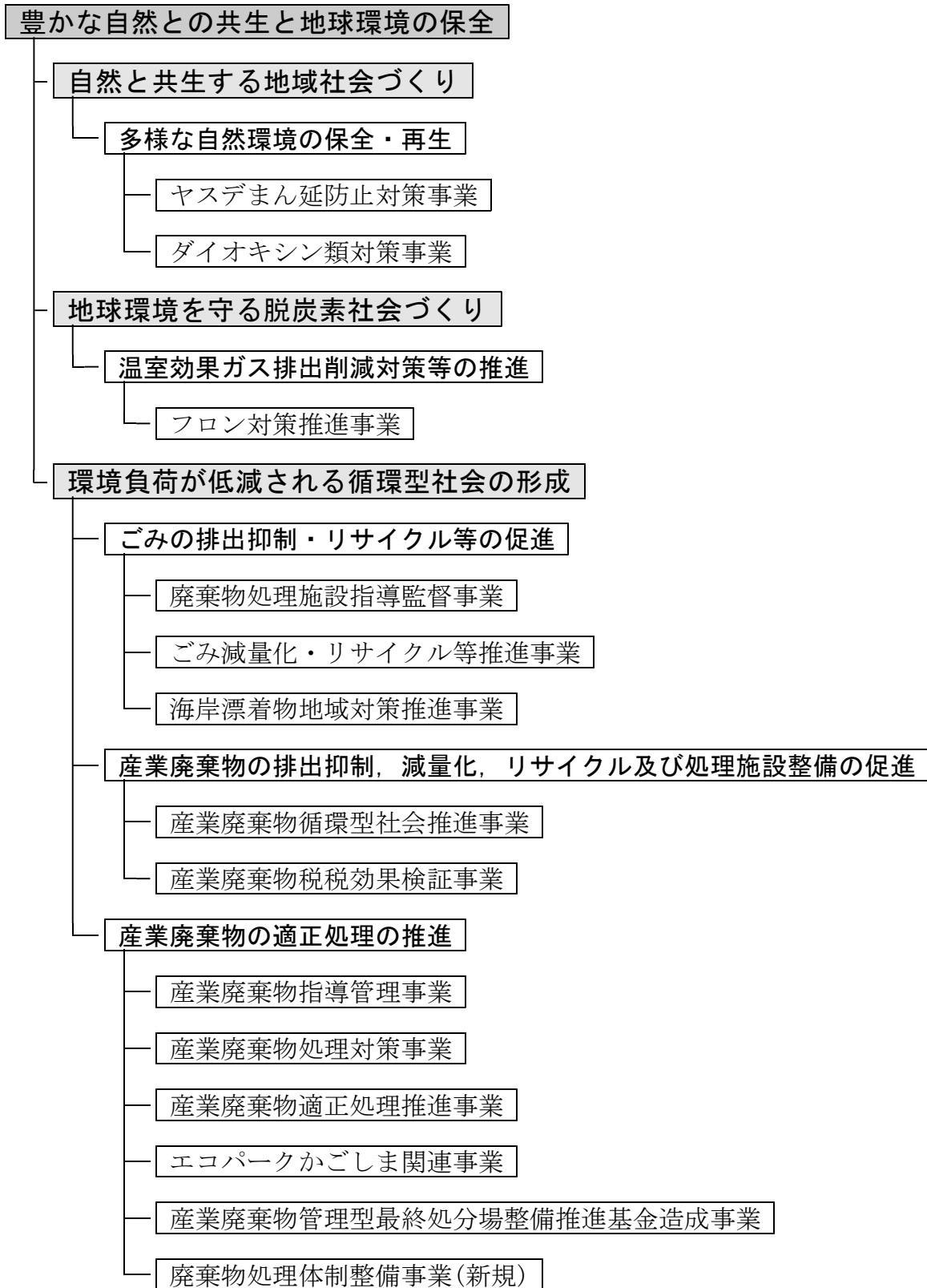
「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け，推進委員会を設置し，今後の施策展開や計画見直し等に必要な調査・検討を行うほか，県内のエネルギー起源二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門の対策を強化するため，EV等の普及に向けた充電インフラ整備を支援する。

〈事業内容〉

- 1 ゼロカーボン推進調査事業
- 2 ゼロカーボン充電インフラ整備事業

3 廃棄物・リサイクル対策課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア ヤスデまん延防止対策事業		事業開始年度	平成6～
実施主体	県		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）
令和3年度当初予算額	2,778千円	（根拠法令等）		
令和2年度当初予算額	1,582千円			

〈目的〉

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止に係る普及啓発を行うとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会や住民説明会等の開催、効果的な駆除方法やヤスデ発生地区における発生状況等の調査等を行う。

〈事業内容〉

- 1 啓発用リーフレットの作成・配布
- 2 対策検討委員会，住民説明会等の開催
- 3 「ヤンバルトサカヤスデの防除対策」の改訂
- 4 侵入防止対策マニュアルの普及

事業名等	イ ダイオキシソ類対策事業		事業開始年度	平成10～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	2,039千円	（根拠法令等）		
令和2年度当初予算額	7,044千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		

〈目的〉

ダイオキシソ類対策の円滑な実施及びポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進を図る。

〈事業内容〉

- 1 ダイオキシソ類の発生源である廃棄物焼却施設について，構造基準・維持管理基準遵守の検査指導
- 2 PCB廃棄物について，期限内に確実かつ適正な処理を推進するための保管事業者等への指導等

事業名等	ウ フロン対策推進事業		事業開始年度	平成7～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	209千円	（根拠法令等）		
令和2年度当初予算額	302千円	フロン排出抑制法，特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律，県環境基本条例，県環境基本計画		

〈目的〉

オゾン層の保護及び地球温暖化対策の推進を図るため，フロン排出抑制法の適正な施行等により，フロン類を使用した業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の適正な設置と管理，フロンの適正な充填・回収・破壊等を促進する。

〈事業内容〉

- フロン排出抑制法の施行事務
- ・業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者等に対する指導・監督，立入検査等
 - ・第一種フロン類充填回収業者の登録・更新，立入検査等

事業名等	工 廃棄物処理施設指導監督事業		事業開始年度	昭和48～
実施主体	県	負担割合	国1/2, 県1/2	
令和3年度当初予算額	671千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	669千円	循環型社会形成推進交付金交付要綱		

〈目的〉

廃棄物を適正に処理し生活環境の保全を図るため、一般廃棄物処理施設整備について、市町村等への指導監督を行う。

〈事業内容〉

- 1 一般廃棄物処理施設の整備に関する指導・助言
- 2 交付金事業に係る指導監督並びに交付金交付事務

〈一般廃棄物処理施設の整備状況（令和3年4月1日現在）〉

区分	施設別	施設数	・処理施設については処理能力 ・埋立処分施設については令和元年度末埋立残余容量（推計値）	市町村				備考
				市	町	村	計	
ごみ	焼却施設	35	2,183.9 t/日	18	19	4	41	
	中間処理施設	21	386.3 t/日	17	18	2	37	
み	埋立処分地施設	31	2,841.4 千m ³	19	19	2	40	休止中の残余容量は除く
し尿	し尿処理施設	25	2,355.0 kℓ/日	19	14	2	35	
	地域し尿処理施設	4	2,919.0 m ³ /日	3			3	薩摩川内市(2), 始良市, 鹿児島市

〈指導監督事務補助実績（国庫）〉

年度	補助金(千円)
29	391
30	310
元	310

〈令和3年度事業計画〉

区分	箇所数	規模	備考
焼却施設	3	764t/日	新規2（基幹的設備改良事業（530t）, エネルギー回収型廃棄物処理施設（14t）） 継続1（エネルギー回収型廃棄物処理施設（220t））
し尿処理施設	1	6 kℓ/日	継続1
施設整備に関する計画支援事業	6	—	新規3, 継続3
長寿命化総合計画策定支援事業	1	—	新規1

事業名等	オ ごみ減量化・リサイクル等推進事業		事業開始年度	平成4～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	791千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	916千円	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律，特定家庭用機器再商品化法 使用済自動車の再資源化等に関する法律		

〈目的〉

- 1 県民，事業者，行政が一体となったごみの減量化・リサイクル対策を推進する。
- 2 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の普及啓発等を行う。
- 3 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の再資源化等の促進を図る。

〈事業内容〉

(ごみ減量化・リサイクル推進協議会活動関係)

- 1 県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催，ごみ減量等推進研修会の開催
- 2 事業者・市町村等と連携したリペアを推奨する「九州まちの修理屋さん」事業の実施
- 3 事業者・市町村等と連携した「九州食品ロス削減推進事業」の実施（食べきり協力店の募集・公表等）

(家電リサイクル促進関係)

- 1 家電リサイクルに係る市町村等との連絡・調整
- 2 離島対策事業協力制度に係る関係市町村への指導や関係団体との調整

(自動車リサイクル促進関係)

- 1 市町村や関連事業者に対する普及啓発
- 2 関連事業者の登録・許可及び指導等
- 3 離島対策支援事業に係る関係市町村への指導や関係団体との調整

〈事業の実施状況〉

令和2年度

- 1 県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催
- 2 ごみ減量等推進研修会の開催
- 3 「九州まちの修理屋さん」事業の実施
- 4 「九州食品ロス削減推進事業」の実施
- 5 「鹿児島県マイバッグキャンペーン」の実施

事業名等	カ 海岸漂着物地域対策推進事業		事業開始年度	平成21～
実施主体	県，市町村		負担割合	国7～9/10
令和3年度当初予算額	299,486千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	271,530千円	海岸漂着物処理推進法		

〈目的〉

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため，海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策に取り組むとともに，海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を図るため，学識経験者等で構成する県海岸漂着物対策推進協議会を開催する。

〈事業内容〉

- 1 海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策
- 2 海岸漂着物対策推進協議会の開催

〈事業の実施状況〉

令和2年度

- 1 海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策の実施 県及び31市町村
- 2 海岸漂着物対策推進協議会の開催
- 3 「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」素案の作成

事業名等	キ 産業廃棄物循環型社会推進事業		事業開始年度	平成17～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	66,685千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	66,470千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 県産業廃棄物税条例		

〈目 的〉

産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物処理業者等に対する研修会の実施、計量器の整備に対する助成、産学官連携による産業廃棄物の処理技術の開発等への取組に対する支援、産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認定と利用の促進、産業廃棄物の安定化促進等の手法の検討と評価、産業廃棄物処理施設の新設、改良等の支援等を行う。

〈事業内容〉

- 1 産業廃棄物リサイクル等研修事業
- 2 産業廃棄物処理施設計量器整備事業
産業廃棄物の適正処理や課税の適正化を推進するため、最終処分業者や中間処理業者が実施する計量器の整備に対する助成を行う。
- 3 産業廃棄物リサイクル技術等支援事業
産学官連携による産業廃棄物の処理技術の開発等への取組に対する支援を行う。
- 4 リサイクル製品普及事業
産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認定と利用の促進及び試験分析費の補助支援
- 5 廃棄物安定化促進等評価事業
管理型処分場における廃棄物の安定化促進等に係る知見を収集する。
- 6 産業廃棄物処理施設整備促進事業

〈事業の実施状況〉

令和2年度

- 1 産業廃棄物リサイクル等研修事業
リサイクル等の取組先進企業等による事例発表
県内11か所で開催, 受講者507人
県内の産業廃棄物処理業者が講習等の受講料等を負担する場合の助成
労働安全衛生に関するセミナー及び産業廃棄物処理業の体験型学習会を開催
- 2 産業廃棄物処理施設計量器整備事業 6件
- 3 産業廃棄物リサイクル技術等支援事業
セミナー・懇話会の開催, アドバイザー派遣
- 4 リサイクル製品普及事業
土木建築関係など177製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定
- 5 廃棄物安定化促進等評価事業
埋立地内への空気流入量測定, 埋立層の温度管理, 模擬埋立実験等を行い, 安定化促進等に係る知見の収集を実施
- 6 産業廃棄物処理施設整備促進事業 3件

事業名等	ク 産業廃棄物税効果検証事業		事業開始年度	平成18～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	1,144千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	—千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 県産業廃棄物税条例		

〈目 的〉

産業廃棄物税は、排出事業者に税による経済的負担を課することにより、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等の促進を目的とした目的税であることから、税導入による産業廃棄物の排出抑制、減量化等の促進等の効果検証を行う。

〈事業内容〉

産業廃棄物処理業者の処理実績報告等を基に、県内の産業廃棄物の排出量、減量化量等を推計することにより税効果を検証する。

- 1 令和元年度の処理実績報告, 多量排出事業者の処理計画実施状況報告の統計・分析処理
- 2 令和元年度の県内の産業廃棄物の排出量, 減量化量等の推計

〈事業の実施状況〉

令和元年度

平成29年度の県内の産業廃棄物排出量等を推計

事業名等	ケ 産業廃棄物指導管理事業		事業開始年度	平成3～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	5,499千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	5,490千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

〈目的〉

産業廃棄物処理業の許可事務や産業廃棄物処理施設の設置許可事務を行うとともに、「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議事務等を行い、県内の産業廃棄物の適正な処理を推進する。

〈事業内容〉

- 1 許可指導事務
法に基づく許可，届出に係る審査
- 2 指導要綱施行事務
 - (1) 処理施設設置に係る事前協議
 - (2) 県外産業廃棄物の搬入事前協議審査・指導
 - (3) 不法投棄に関する措置等
- 3 産業廃棄物情報処理システム事業
産業廃棄物の処理実績報告書等の集計処理

〈事業の実施状況〉

令和元年度

- | | |
|----------------------|------|
| 1 産業廃棄物処理業許可件数 | 579件 |
| 2 産業廃棄物処理施設設置許可件数 | 16件 |
| 3 処理施設事前協議完了件数 | 23件 |
| 4 県外産業廃棄物の搬入事前協議承認件数 | 115件 |

事業名等	コ 産業廃棄物処理対策事業		事業開始年度	平成3～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	11,751千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	11,759千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，ダイオキシン類対策特別措置法		

〈目的〉

産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成を図る。

〈事業内容〉

- 1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導
- 2 産業廃棄物処分場等監視指導事業
 - (1) 処分場等への立入調査
 - (2) 処分場の放流水等の分析調査

〈事業の実施状況〉

- | | | |
|---------------------------|---------|---------|
| 1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画作成 | 147 事業所 | (令和2年度) |
| 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画作成 | 30 事業所 | (令和2年度) |
| 2 廃棄物等の分析業務委託の分析実績 | 80 検体 | (令和元年度) |
| 3 令和元年度ダイオキシン類排出状況調査結果の公表 | | |

[調査結果]

全ての施設で排出基準に適合

廃棄物焼却施設の排出ガス	7 施設
廃棄物最終処分場の放流水	7 施設
廃棄物最終処分場の地下水	7 施設

- | | | |
|--|--|--|
| 4 令和元年度ダイオキシン類自主測定結果（特定施設の設置者から報告のあった排出ガス等）の公表 | | |
|--|--|--|

[測定結果]

対象施設 1 1 3（うち基準適合 1 1 2 未報告 1）

・未報告：施設更新による廃止のため未測定

事業名等	サ 産業廃棄物適正処理推進事業		事業開始年度	平成6～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	49,733千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	47,610千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

〈目的〉

産業廃棄物適正処理監視指導員等が巡回指導や不法投棄防止パトロールを行うとともに、「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の開催、産廃不法投棄110番や不法投棄防止強化月間の普及啓発などにより、産業廃棄物の不法投棄の未然防止に努めるとともに、監視体制の強化を図る。

また、産業廃棄物の適正処理の一環として、不法投棄された原因者不明の産業廃棄物を撤去し、原状回復を行った場合、経費を助成する。

〈事業内容〉

- 1 産業廃棄物の適正処理指導
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査
 - (2) 指導対象施設の巡回指導
 - (3) 不法投棄パトロールの実施及び苦情等の調査・指導
- 2 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催
 - (1) 各機関の保有する産業廃棄物関係情報の収集及び交換
 - (2) 各機関相互の協力・信頼関係の増進及び組織活動の強化
- 3 不法投棄監視ネットワークの運用
市町村との連携強化、パトロールカー配備
- 4 不法投棄防止強化月間の実施
強化月間内（11月）に、関係機関との合同パトロール、事業者への立入、広報媒体による普及啓発
- 5 産廃不法投棄110番の運用
- 6 不法投棄等原状回復促進事業

〈事業の実施状況〉

- 1 不法投棄確認指導件数12件（令和元年度）
- 2 排出事業者、処理業者に対する監視・指導 立入検査数8,831件（令和元年度）
- 3 不法処理防止連絡協議会の開催（令和2年度）
- 4 不法投棄監視ネットワークの運用
- 5 不法投棄防止強化月間の実施（毎年度11月）
1日産廃Gメン・合同出発式、関係機関との合同監視・パトロール
- 6 産廃不法投棄110番の運用（平成16年11月開設）
- 7 産廃不法投棄原状回復事業の実施件数1件（令和2年度）

事業名等	シ エコパークかごしま関連事業		事業開始年度	平成6～
実施主体	県, (公財)鹿児島県環境整備公社	負担割合	県10/10 (一部 国57/100, 県43/100)	
令和3年度当初予算額	197,184千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	199,507千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

〈目的〉

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場エコパークかごしまについて、周辺住民への普及啓発等を図り、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興に資する。

〈事業内容〉

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場エコパークかごしまについて、地域の方々に理解を深めていただくため広報誌の発行等を行う。また、地域振興策として道路整備や河川改修を行う。

令和3年度計画

- 1 普及啓発活動推進事業
広報誌の発行等
- 2 エコパークかごしま周辺地域振興事業
薩摩川内市に対する道路新設工事費の負担
- 3 エコパークかごしま周辺地域環境整備事業
(1) 道路整備
(2) 河川改修
- 4 エコパークかごしま用地・補償事業

〈事業の実施状況〉

平成19～令和2年度

- 1 薩摩川内市川永野地区を候補地に選定 (平成19年5月8日)
- 2 薩摩川内市川永野地区を整備地に決定 (平成20年9月8日)
- 3 立地可能性等調査 (平成19～20年度)
- 4 基本計画・基本設計 (平成21年度)
- 5 設計・施工一括発注 (平成22年10月12日)
- 6 実施設計 (平成22年度)
- 7 関係自治会等への説明会等の開催 (平成19～28年度)
- 8 県外先進地視察の実施 (平成19～26年度)
- 9 産業廃棄物セミナーの実施 (平成19～21年度)
- 10 着工 (平成23年7月11日)
- 11 竣工 (平成26年12月20日)

事業名等	ス 産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金造成事業		事業開始年度	平成17～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	44,724千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	40,408千円	県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例		

〈目的〉

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備及びその推進を図るために要する費用に充当するため、基金を造成する。

〈事業内容〉

産業廃棄物税の税収の一部を毎年度積み立てる。

〈基金の積立状況〉

(単位：千円)

年度	積立金	取崩し見込額	年度末現在高
17	64,421	0	64,421
18	74,991	0	139,412
19	33,071	0	172,483
20	53,676	0	226,159
21	53,831	0	279,990
22	1,535,909	0	1,815,899
23	82,876	249,523	1,649,252
24	87,344	579,461	1,157,135
25	115,557	798,269	474,423
26	111,941	455,014	131,350
27	37,984	23,424	145,909
28	69,432	31,692	183,650
29	87,158	16,470	254,337
30	88,491	21,111	321,717
元	158,568	29,796	450,489
2	74,855	103,024	422,320
累計	2,730,105	2,307,785	422,320

- ※1 基金運用益分を含む。
2 端数処理により合計は合わない。

事業名等	セ 廃棄物処理体制整備事業(新規)		事業開始年度	令和3～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	3,661千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	－千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，県廃棄物処理計画		

〈目 的〉

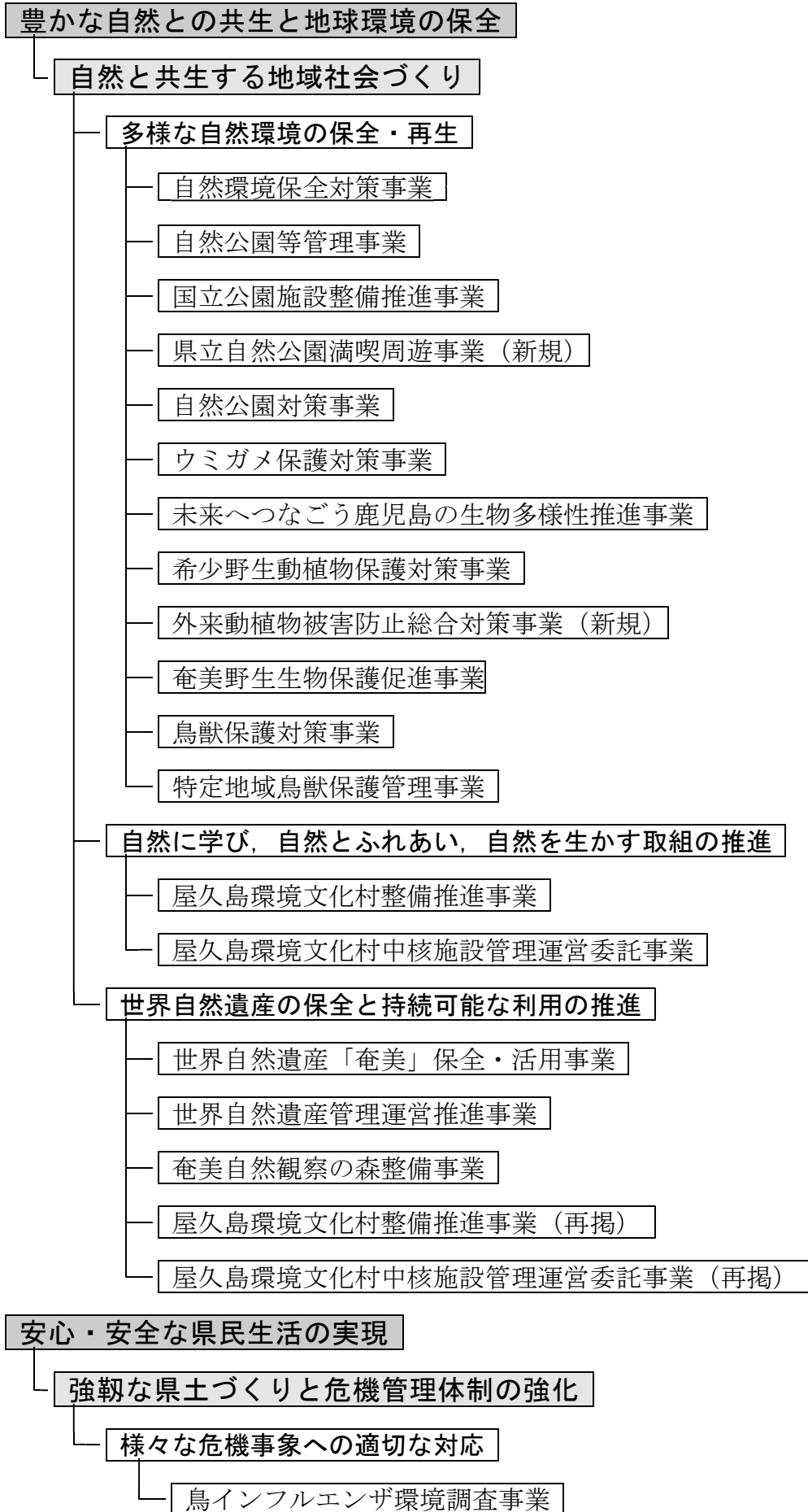
緊急時における廃棄物処理業の継続的な処理体制を整備する。

〈事業内容〉

- 1 BCP策定支援業務
産業廃棄物処理事業者のBCP策定を促進する。
- 2 緊急時事業継続支援事業
産業廃棄物業界団体が行う備蓄物資の購入経費を支援する。

4 自然保護課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 自然環境保全対策事業		事業開始年度	昭和44～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	2,036千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	2,011千円	自然環境保全法, 県自然環境保全条例, 自然公園法, 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		

〈目的〉

自然環境保全対策事業の各施策を実施することにより、優れた自然環境の保全を図る。

〈事業内容〉

- 環境審議会（自然環境部会・鳥獣部会）
自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために環境審議会の各部会の運営を行う。
自然環境部会 9人 鳥獣部会 8人 （委員数 令和3年3月31日現在）
- 自然保護思想の普及
(1) 自然保護推進員（ボランティア）の設置（50人，自然公園所在市町村）
(2) 民間自然保護団体への加入 霧島連山自然保護協議会
- 自然保護総合調整
自然保護行政の円滑な推進を図るため、関係機関との総合的な調整を行う。

事業名等	イ 自然公園等管理事業		事業開始年度	昭和32～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	3,221千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	11,804千円			

〈目的〉

国立公園・国定公園・県立自然公園・県自然環境保全地域の適正な管理を行う。

〈事業内容〉

- 自然公園等管理事務
自然公園等の指定状況
国立公園4カ所，国定公園2カ所，県立自然公園8カ所，県自然環境保全地域2カ所
- 公園区域内における許認可事務
許認可件数 441件（令和元年度）
- 現地調査及び関係機関との連絡調整
既存標識の修繕
- 甬島国定公園協働型管理運営推進事業
甬島ツーリズム推進協議会等により，甬島国定公園の適正な保護と利用の促進を図る。

事業名等	ウ 国立公園施設整備推進事業		事業開始年度	平成30～
実施主体	施設整備：市町村，事務費：県		負担割合	国5/10，県10/10
令和3年度当初予算額	8,688千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	71,081千円	自然公園法，自然環境整備交付金交付要綱，自然環境整備交付金取扱要領，県国立公園施設整備推進事業補助金交付要綱		

〈目的〉

国立公園における観光客の受入体制を整えるにあたり，市町村が行う施設整備に対して補助を行う。

〈事業内容〉

- 施設整備（奄美群島国立公園（1箇所））
- 事務費

事業名等	工 県立自然公園満喫周遊事業（新規）		事業開始年度	令和3～
実施主体	県	負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）	
令和3年度当初予算額	4,948千円	（根拠法令等） 県立自然公園条例		
令和2年度当初予算額	－千円			

〈目 的〉

県立自然公園の地域関係者を中心としたワークショップの開催等により自然体験メニュー等の造成を行うほか、多様な利用者層に対する情報発信力を強化し、自然公園を中心とした誘客力を高め、県立自然公園の利用を促進する。

〈事業内容〉

- 1 県立自然公園内の自然体験メニューや周遊コースの造成、環境文化の発掘
- 2 観光サイト等による自然公園の魅力や楽しみ方の情報発信

事業名等	オ 自然公園対策事業		事業開始年度	平成12～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	68千円	（根拠法令等） 自然公園法，文化財保護法		
令和2年度当初予算額	68千円			

〈目 的〉

えびの高原に分布し絶滅のおそれのあるノカイドウの保護対策を実施する。

〈事業内容〉

- 1 ノカイドウ保護対策
 - (1) 防獣ネット等の維持管理
 - (2) 稚樹の発生促進のための環境整備
- 2 ノカイドウ保全対策連絡会の開催 等

事業名等	カ ウミガメ保護対策事業		事業開始年度	昭和63～
実施主体	県	負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）	
令和3年度当初予算額	7,107千円	（根拠法令等） 鹿児島県ウミガメ保護条例		
令和2年度当初予算額	7,080千円			

〈目 的〉

絶滅のおそれがあるとともに学術的・文化的価値のあるウミガメの保護を図る。

〈事業内容〉

- 1 普及啓発事業
 - (1) ウミガメ保護パトロール開始の周知
 - (2) 県ホームページ等による住民への周知徹底
- 2 保護監視体制
 - (1) 市町村ウミガメ保護監視員設置に対する補助（県1/2，市町村1/2の負担）
 - (2) 関係警察署等によるパトロール
- 3 県ウミガメ保護対策連絡協議会

県，関係市町村，県警察本部等の関係機関が，連絡調整及び情報交換を行うことにより，効果的な保護対策を確立するため開催する。

〈状 況〉

ウミガメ上陸確認回数の推移

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
上陸確認頭数	3,511	4,741	5,179	2,731	2,161	3,640
上陸確認市町村	33	33	33	32	31	31

事業名等	キ 未来へつなごう鹿児島県の生物多様性推進事業		事業開始年度	令和2～
実施主体	県、各種団体等	負担割合	県10/10(環境保全基金充当), 国10/10	
令和3年度当初予算額	1,900千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	3,616千円	生物多様性基本法 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例		

〈目的〉

本県の生物多様性の保全にかかる県民自らの取組等を一層促進し、生物多様性の保全及び奄美の世界自然遺産の登録と遺産価値の保全を確実なものとする。

〈事業内容〉

1 生物多様性普及啓発事業

(1) みんなの生物多様性サポーター支援事業

地域において生物多様性の保全に関する普及啓発活動等に取り組む自治会、NPO法人等団体の支援。

(2) 鹿児島県指定希少野生動植物種の保全対策事業

県指定希少野生動植物種のうち、緊急に保全が必要な種について、保全技術・手法を確立し、その技術等を地元住民や他の団体に提供する。

2 奄美世界自然遺産地域保全対策事業

(1) 奄美世界自然遺産核心地域調査事業

県が公有化した奄美大島の森林における植生調査を基に、保全対策を実施する。

事業名等	ク 希少野生動植物保護対策事業		事業開始年度	平成15～
実施主体	県	負担割合	県10/10(一部環境保全基金充当)	
令和3年度当初予算額	2,094千円	(根拠法令等) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例		
令和2年度当初予算額	1,108千円			

〈目的〉

県内各地に配置した希少野生動植物保護推進員による保護活動や普及啓発活動のほか、希少野生動植物の指定や監視体制の強化など、県内に生息・生育する希少な野生動植物の保護を行う。

〈事業内容〉

1 リーフレットを活用した普及啓発活動

2 指定希少野生動植物の追加指定など保護施策の検討

3 希少野生動植物保護推進員による保護活動及び希少野生動植物に関する研修会の開催

4 港湾や空港における希少種の持ち出し防止キャンペーン等の実施

事業名等	ケ 外来動植物被害防止総合対策事業(新規)		事業開始年度	令和3～
実施主体	県	負担割合	県10/10(一部環境保全基金充当)	
令和3年度当初予算額	3,450千円	(根拠法令等) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律		
令和2年度当初予算額	一千円	指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例		

〈目的〉

侵略的外来種による本県の貴重な生態系等への影響を防止するため、県条例指定の外来動植物の取扱いに関する普及啓発や、外来種駆除マニュアルの整備など、総合的な被害防止対策を行う。

〈事業内容〉

1 条例に基づく普及啓発の強化

2 外来種対策検討委員会の開催

3 外来動植物対策推進員の設置

4 侵入初期の外来種対策

事業名等	コ 奄美野生生物保護促進事業		事業開始年度	平成12～
実施主体	奄美自然体験活動推進協議会	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	820千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	820千円	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律， 自然環境保全法，生物多様性に関する条約		

〈目的〉

県と奄美地域の地元市町村が一体となって、奄美自然体験活動推進協議会を設置し、奄美地域の自然環境の保全・普及啓発や地域振興を図る。

〈事業内容〉

- 1 奄美地域の自然資源に関する情報の収集及び提供
- 2 自然解説技術に関する資質向上のための研修の実施
- 3 奄美地域の自然体験活動に関係する施設の運営の協力
- 4 奄美地域の自然環境の保全と地域振興のための普及啓発
- 5 組織職員による奄美地域の自然体験活動及び自然環境保全に関する研修の実施
- 6 その他の必要な活動

事業名等	サ 鳥獣保護対策事業		事業開始年度	昭和38～
実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部環境保全基金充当)	
令和3年度当初予算額	10,424千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	10,534千円	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		

〈目的〉

野生鳥獣の保護増進を図るため、鳥獣保護区の指定管理、生息調査及び保護思想の普及啓発等を行う。

〈事業内容〉

- 1 鳥獣保護区の指定・管理
鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定やその管理運営を行う。
- 2 鳥獣保護思想の普及啓発
愛鳥週間作品コンクールを実施し、ポスターの優秀作品を表彰する。
愛鳥思想高揚のための教育・クラブ活動等が活発で、他の学校の模範となる学校を愛鳥モデル校に指定する。
傷病野生鳥獣の保護・治療を実施する。
- 3 鳥獣生息調査（キジ・ヤマドリ出合数調査，ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査等）
狩猟解禁日（11月15日）にキジ・ヤマドリ出合数調査，1月15日にガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。
- 4 鳥獣保護管理員設置事業
県下に102名の鳥獣保護管理員を任命・配置し、鳥獣保護区等の管理，狩猟の取締り，一般住民及び狩猟者の指導，鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施する。

事業名等	シ 特定地域鳥獣保護管理事業		事業開始年度	平成8～
実施主体	市町村		負担割合	県1/2, 市町村1/2
令和3年度当初予算額	5,937千円	(根拠法令等) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律, 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		
令和2年度当初予算額	5,937千円			

〈目的〉

出水平野におけるツル類の集中化の改善と農作物被害軽減のため、国指定出水・高尾野鳥獣保護区内の東干拓地区において、生息環境の改善・整備を行う。

〈事業内容〉

- 1 休遊地の確保（農地の借上げ）
ツルの渡来期間中に、東干拓地区の海側の農地を借り上げて、ツルのための休遊地として確保する。
- 2 ネグラの整備
休遊地内にネグラを設置し、借り上げ期間終了後農地に復旧する。
- 3 給餌事業
休遊地において広く粗く給餌する。
- 4 環境等調査，羽数調査の実施
- 5 監視 県ツル保護会に依頼

事業名等	ス 屋久島環境文化村整備推進事業		事業開始年度	平成3～
実施主体	県，町，財団		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）
令和3年度当初予算額	1,034千円	(根拠法令等) 屋久島環境文化村マスタープラン		
令和2年度当初予算額	1,030千円			

〈目的〉

人と自然が共生する地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進するため、関係機関との調整等を行う。

〈事業内容〉

- 1 屋久島環境文化村構想推進
- 2 屋久島山岳部利用対策

事業名等	セ 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業		事業開始年度	平成3～
実施主体	県, 町, 財団		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	143,089千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	178,088千円	屋久島環境文化村マスタープラン		

〈目 的〉

屋久島環境文化村構想を推進する拠点となる屋久島環境文化村中核施設の管理運営等を行う。

〈事業内容〉

1 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営を指定管理者として指定した公益財団法人屋久島環境文化財団が行う。

屋久島環境文化村中核施設利用状況 (平成8年7月開館)

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
屋久島環境文化村センター入館者数	75,026	84,169	93,054	70,944	63,011
屋久島環境文化研修センター入館者数	7,349	7,009	8,055	8,004	7,342

2 屋久島環境文化村中核施設設備整備 (新規)

屋久島環境文化村センターの浄化槽ブロー交換 等
屋久島環境文化研修センターの浴室窓枠等補修工事等

事業名等	ソ 世界自然遺産「奄美」保全・活用事業		事業開始年度	平成31～
実施主体	県		負担割合	国5/10, 県5/10
令和3年度当初予算額	52,077千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	135,754千円	奄美の世界自然遺産登録		

〈目 的〉

奄美の世界自然遺産登録及びその後の適切な保全・管理に向けて、自然環境の保全と利用の両立など必要な取組を推進する。

〈事業内容〉

- 1 検討会・部会の開催
- 2 利用の適正化 (遺産地域における利用ルールへの運用)
- 3 自然環境に配慮した公共事業
- 4 貴重な生態系の保全
- 5 奄美トレイルの推進
- 6 奄美の世界自然遺産登録に係る普及啓発

事業名等	タ 世界自然遺産管理運営推進事業		事業開始年度	平成31～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	2,165千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	2,165千円	奄美の世界自然遺産登録		

〈目 的〉

奄美の世界自然遺産登録及びその後の適切な保全・管理に向けて、科学委員会及び地域連絡会議への参画、県有地の管理を実施する。

〈事業内容〉

科学委員会、地域連絡会議等への参画、地域部会の開催及び県有地の管理

事業名等	チ 奄美自然観察の森整備事業		事業開始年度	平成29～
実施主体	龍郷町	負担割合	国5/10, 県5/10 (予算額とは別に町負担2/10有り)	
令和3年度当初予算額	84,000千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	86,400千円	奄美の世界自然遺産登録		

〈目 的〉

世界自然遺産登録後の観光客の増加を見据え、気軽に奄美の自然を楽しめる施設として、龍郷町の「奄美自然観察の森」のリニューアルに係る経費の助成を行う。

〈事業内容〉

- 1 自然観察等施設工（野鳥観察施設等）
- 2 園路広場整備工（園路整備等）
- 3 案内施設工（案内板・ゲート・IoT案内等の整備）

事業名等	ツ 鳥インフルエンザ環境調査事業		事業開始年度	平成21～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	1,094千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	1,098千円	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		

〈目 的〉

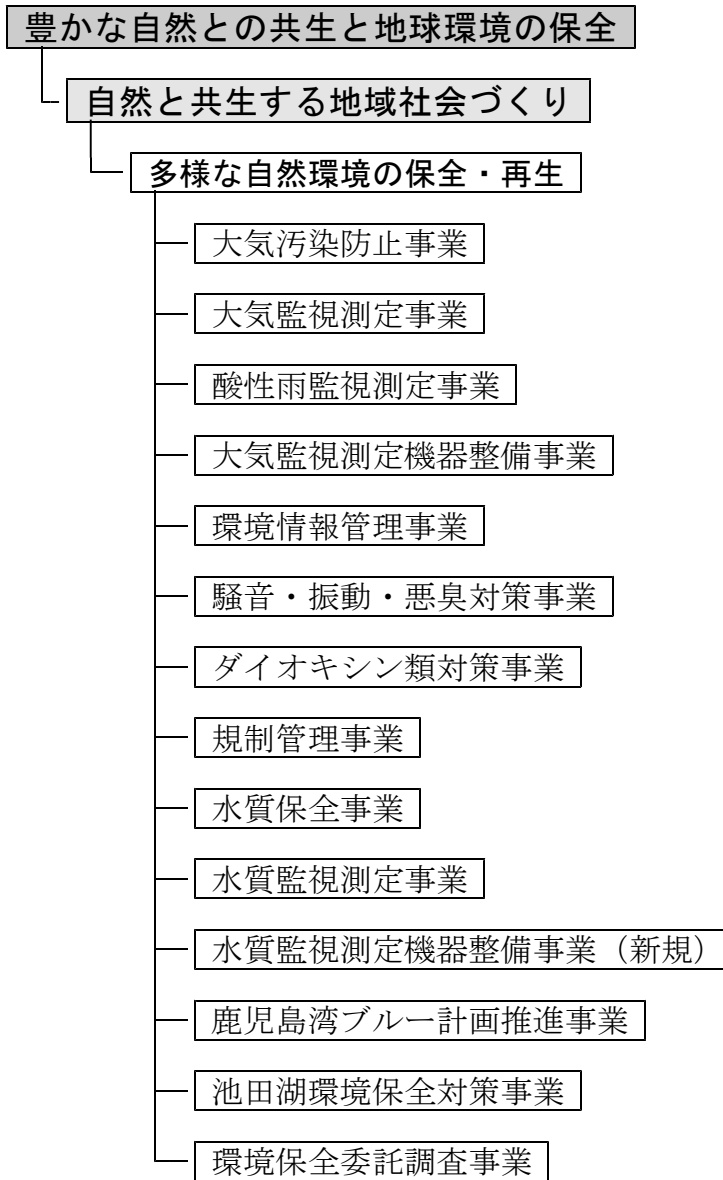
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見し、野生鳥獣の保護、人や家きんへの感染予防等に資するため、野鳥の糞便採取や死亡野鳥のウイルス調査を実施するとともに、初動防疫体制の整備を図る。

〈事業内容〉

- 1 死亡野鳥調査
野鳥の死亡個体、負傷個体を収容した後、検査試料を採取して簡易検査を実施、さらに試料を国（検査機関）等へ送付する。
- 2 糞便採取調査
出水市において年1回（10月または11月）、ガン、カモ類の糞約100個を採取して、国（検査機関）へ送付する。

5 環境保全課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 大気汚染防止事業			事業開始年度	昭和45～
実施主体	県		負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	52千円	(根拠法令等)			
令和2年度当初予算額	9,190千円	大気汚染防止法, 県公害防止条例			

〈目的〉

大気汚染防止法, 県公害防止条例に規定する施設の届出書の受理・審査, 立入検査, 指導を行う。

〈事業内容〉

- 1 大気汚染防止法に規定するばい煙, 粉じん発生施設設置等届出の受理・審査や施設の立入検査等
- 2 県公害防止条例に規定するばい煙, 粉じん発生施設設置等届出の受理・審査や施設の立入検査等

事業名等	イ 大気監視測定事業			事業開始年度	昭和46～
実施主体	県		負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	28,623千円	(根拠法令等)			
令和2年度当初予算額	27,938千円	環境基本法, 大気汚染防止法, 県公害防止条例			

〈目的〉

大気環境中のPM2.5, 光化学オキシダント, 二酸化硫黄等を監視測定し, 大気汚染の未然防止に努める。また, ばい煙発生施設の排出基準監視及び大気中の有害大気汚染物質のモニタリングを行う。

〈事業内容〉

- 1 大気測定局, 大気測定車による一般環境大気の監視測定
- 2 ばい煙発生施設の排出基準監視
- 3 大気監視測定局等の維持管理
- 4 大気監視テレメータシステムの維持管理
- 5 有害大気汚染物質のモニタリング調査

一般環境大気測定局一覧表 (設置主体が鹿児島県のもの)

市町	測定局	測定項目										
		SO ₂	NO _x	O _x	SPM	NMHC	THC	PM2.5	CO	風向・風速	その他	
鹿児島市	環境保健センター	○		○	○						○	
鹿屋市	鹿屋	○	○	○	○	○	○	○			○	
出水市	出水							○			○	
薩摩川内市	寄田	○	○		○						○	温度, 湿度, 気圧
	環境放射線監視センター	○	○	○	○	○	○				○	
霧島市	霧島	○	○	○	○			○			○	
いちき串木野市	羽島	○	○	○	○	○	○	○			○	
南さつま市	南さつま							○			○	
志布志市	志布志	○	○	○	○	○	○				○	
東串良町	東串良	○	○	○	○	○	○				○	
計		8	7	7	8	5	5	5	0	10		—

自動車排出ガス測定局一覧表 (設置主体が鹿児島県のもの)

市	測定局	測定項目										
		SO ₂	NO _x	O _x	SPM	NMHC	THC	PM2.5	CO	風向・風速	その他	
薩摩川内市	薩摩川内	○	○		○	○	○	○	○	○	○	交通量

事業名等	ウ 酸性雨監視測定事業			事業開始年度	昭和63～
実施主体	県		負担割合	国10/10	
令和3年度当初予算額	7,519千円	(根拠法令等)			
令和2年度当初予算額	7,586千円	環境基本法			

〈目的〉

国の委託を受けて, 屋久島で酸性雨の監視測定を行う。

〈事業内容〉

屋久島の国設酸性雨測定所における酸性雨のモニタリング(湿性沈着, 植生)及び測定所の管理

事業名等	工 大気監視測定機器整備事業		事業開始年度	昭和46～
実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国5/10)	
令和3年度当初予算額	24,564千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	23,403千円	環境基本法, 大気汚染防止法, 悪臭防止法, 特別会計に関する法律, 電源開発促進税法		

〈目的〉

大気監視測定に必要な機器の整備等を行い、大気保全対策の推進を図るとともに、新たに奄美地域に大気測定局を整備する。

〈事業内容〉

- 1 大気, 悪臭, 騒音・振動測定に必要な機器の整備・維持管理
- 2 奄美地域への大気測定局の整備

事業名等	才 環境情報管理事業		事業開始年度	平成7～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	2,920千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	2,920千円	環境基本法, 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, 土壌汚染対策法, 騒音規制法, 振動規制法, 悪臭防止法, 公害防止組織法, 県公害防止条例		

〈目的〉

環境保全関係届出情報管理システムにおいて、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等に基づく届出等の情報について、台帳等による管理を行う。

〈事業内容〉

- 1 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づくばい煙, 粉じん, 騒音, 悪臭発生施設に係る各種届出情報等の台帳管理
- 2 水質汚濁防止法及び県公害防止条例に基づく特定施設に係る各種届出情報の台帳管理
- 3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出情報の台帳管理

事業名等	力 騒音・振動・悪臭対策事業		事業開始年度	昭和46～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	4,226千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	3,363千円	環境基本法, 騒音規制法, 振動規制法, 悪臭防止法, 県公害防止条例		

〈目的〉

工場・事業場等の事業活動に伴い発生する騒音・振動・悪臭について規制を行うことにより、生活環境の保全に資する。

〈事業内容〉

- 1 騒音規制法等に基づき規制する地域の指定, 指定に係る実態調査及び背景調査の実施
- 2 鹿児島空港及び鹿屋飛行場に係る航空機騒音の監視測定
- 3 深夜営業騒音の規制・指導
- 4 県公害防止条例に基づく届出の受理・審査, 立入検査・指導
- 5 自動車交通騒音の監視測定
- 6 新幹線鉄道に係る騒音及び振動の監視測定

事業名等	キ ダイオキシン類対策事業		事業開始年度	平成12～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	2,206千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	2,213千円	ダイオキシン類対策特別措置法		

〈目 的〉

ダイオキシン類に係る大気、水質（底質含む）、地下水及び土壌の常時監視調査を行う。

〈事業内容〉

常時監視調査の実施：12地点

事業名等	ク 規制管理事業		事業開始年度	昭和46～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	1,008千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	1,117千円	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害防止組織法、P R T R法		

〈目 的〉

工場・事業場における公害の未然防止指導を行うとともに、公害防止管理者等の設置を指導する。

また、P R T R法に基づく届出の受理・送付・集計・交付等を行う。

〈事業内容〉

- 1 環境審議会の大気環境部会及び水環境部会の開催、調査審議
- 2 公害防止組織法に基づく届出の受理・審査、指導
- 3 大気、水質、騒音、粉じん等の公害の未然防止指導
- 4 P R T R法に基づく届出等に係る権限移譲交付金の交付

事業名等	ケ 水質保全事業		事業開始年度	昭和46～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	1,882千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	1,865千円	環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、 県公害防止条例		

〈目 的〉

水質汚濁防止法、土壌汚染対策法及び県公害防止条例に基づく施設の届出書の受理・審査、立入検査、指導を行う。

〈事業内容〉

- 1 水質汚濁防止法等施行事務
 - (1) 水質汚濁防止法や県公害防止条例に規定する特定施設の設置等届出の受理・審査
 - (2) 特定施設の状況を把握するための立入調査の実施
- 2 土壌汚染対策法施行事務
 - (1) 施設の廃止等に伴う調査結果の確認、調査命令の発令等
 - (2) 土壌汚染が判明した区域の指定・公示

事業名等	コ 水質監視測定事業		事業開始年度	昭和46～
実施主体	県	負担割合	県10/10	
令和3年度当初予算額	23,615千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	24,953千円	環境基本法, 水質汚濁防止法		

〈目的〉

公共用水域及び地下水の水質の常時監視や工場・事業場からの排出水の規制を行うことにより、県民の健康の保護と生活環境の保全に資する。

〈事業内容〉

- 1 水質環境基準監視
 - (1) 公共用水域及び地下水の水質の常時監視
県内の37河川43水域, 4湖沼4水域, 8海域24水域について水質汚濁状況等を監視
また, 184地点において, 地下水の水質調査を実施
 - (2) 海水浴場調査
県内の主要26海水浴場について, 水質等の現状を把握するための水質調査の実施
 - (3) 水質測定計画策定
県内の公共用水域及び地下水の水質常時監視についての国等との協議, 並びに計画の策定
- 2 排水基準監視
工場・事業場からの排出水の監視

事業名等	サ 水質監視測定機器整備事業(新規)		事業開始年度	昭和46～
実施主体	県	負担割合	国10/10	
令和3年度当初予算額	5,258千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	一千円	環境基本法, 水質汚濁防止法, 特別会計に関する法律		

〈目的〉

環境基準監視や排水基準監視などの水質調査を的確かつ迅速に行うために必要な機器を整備して, 水質保全対策の推進を図る。

〈事業内容〉

水質監視に必要な機器の整備

事業名等	シ 鹿児島湾ブルー計画推進事業		事業開始年度	昭和54～
実施主体	県	負担割合	県10/10(環境保全基金運用益充当)	
令和3年度当初予算額	698千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	698千円	環境基本法, 水循環基本法, 鹿児島湾水質環境管理計画		

〈目的〉

鹿児島湾ブルー計画を推進するため, 研修会の開催等により普及啓発を行うとともに, 自発的な実践活動を促進して, 県民の環境保全意識の高揚を図る。

○鹿児島湾ブルー計画: 平成17年度～

〈事業内容〉

- 1 鹿児島湾水質保全推進協議会等の運営
行政や住民団体, 事業者団体などで組織する協議会の開催による相互の情報交換, 水質保全に向けた自主的・積極的な実践活動の促進
- 2 鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会への支援
鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会において実施する湾奥地域での啓発事業, 実践活動への支援

事業名等	ス 池田湖環境保全対策事業		事業開始年度	昭和58～
実施主体	県	負担割合	県10/10（環境保全基金運用益充当）	
令和3年度当初予算額	404千円	（根拠法令等）		
令和2年度当初予算額	11,964千円	環境基本法，水循環基本法，池田湖水質環境管理計画		

〈目 的〉

南薩畑地かんがい事業による導水事業等の影響把握や関係市と県で構成する協議会による啓発活動等により，池田湖水質環境管理計画の推進を図る。

○池田湖水質環境管理計画期間：令和3年度～

〈事業内容〉

- 1 池田湖水質環境保全対策協議会への支援
- 2 池田湖導水河川等の水質調査

事業名等	セ 環境保全委託調査事業		事業開始年度	昭和59～
実施主体	県	負担割合	国10/10	
令和3年度当初予算額	593千円	（根拠法令等）		
令和2年度当初予算額	592千円	環境基本法，化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		

〈目 的〉

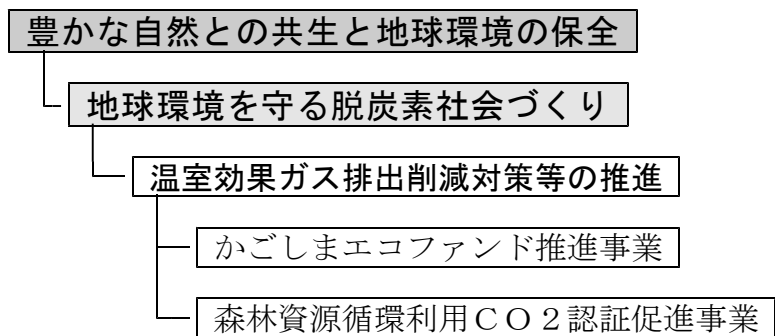
国の委託を受けて，本県における化学物質による環境汚染の実態を把握するとともに，分析技術の向上と今後の環境行政の推進に資する。

〈事業内容〉

環境リスク評価のための暴露量調査及び汚染実態把握のためのモニタリング調査

6 森林經營課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア かがしまエコファンド推進事業		事業開始年度	平成22～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	1,696千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	1,696千円	県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

事業者, 県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため, 県内において事業活動や社会活動において発生する温室効果ガスのうち, 自ら削減できない排出量について, 森林整備によるCO₂吸収量により埋め合わせを行う取組を推進する。

〈事業内容〉

間伐等の森林整備及びクレジット(認証されたCO₂吸収量)代金の活用方策をプロジェクトとして登録し, プロジェクトに基づき実施された森林整備によるCO₂吸収量をクレジットとして販売する「かがしまエコファンド制度」の運用

事業名等	イ 森林資源循環利用CO ₂ 認証促進事業		事業開始年度	令和元～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和3年度当初予算額	2,904千円	(根拠法令等)		
令和2年度当初予算額	2,905千円	県地球温暖化対策推進条例, 県地球温暖化対策実行計画		

〈目的〉

森林資源の循環利用により吸収・固定・削減されたCO₂量を県が認証し, 地球温暖化対策への貢献度を「見える化」することにより, 県民等による森林吸収源対策の取組を推進する。

〈事業内容〉

鹿児島県二酸化炭素削減・吸収量認証審査会の運営, CO₂固定量認証に係る申請受付, 市町村と連携した森林資源の循環利用に関する普及・啓発

VI 資料編

1 屋久島環境文化村中核施設の概要

(1) 屋久島環境文化村センター

ア 設置場所等

- ・ 所在地：屋久島町宮之浦823番地1
- ・ 延床面積：約2,600㎡（敷地面積：約4,630㎡）
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地上2階，地下1階

イ 主な施設内容：大型映像ホール（250席），展示ホール レクチャー室（3室）
交流ホール，物産コーナー，喫茶コーナー，プラザ（野外施設）

ウ 位置づけ・機能

- ・ 屋久島の自然，文化に関する情報提供（インフォメーション機能）
気象，地質，動植物相，風土，歴史，文化など
- ・ 環境学習の普及・推進（ゲート，オリエンテーション機能）
情報収集，広報誌，講演会，活動支援，案内など
- ・ 地域内外を結ぶ交流（ロビー機能）
情報の受発信，特産物の販売，活動への人的サポートなど
- ・ 屋久島環境文化村構想推進の核（センター機能）
財団事務局，各施設の紹介，共同企画の実施，情報誌の提供など

(2) 屋久島環境文化研修センター

ア 設置場所等

- ・ 所在地：屋久島町安房前岳2739番地343
- ・ 延床面積：約2,670㎡（敷地面積：約20,000㎡）
- ・ 構造：木造・一部鉄筋コンクリート造 地上2階

イ 主な施設内容：レクチャー室（3室），視聴覚室（80人収容），談話コーナー
宿泊室（一般40人，ゲスト10人，計50人），屋根付キャンプサイト

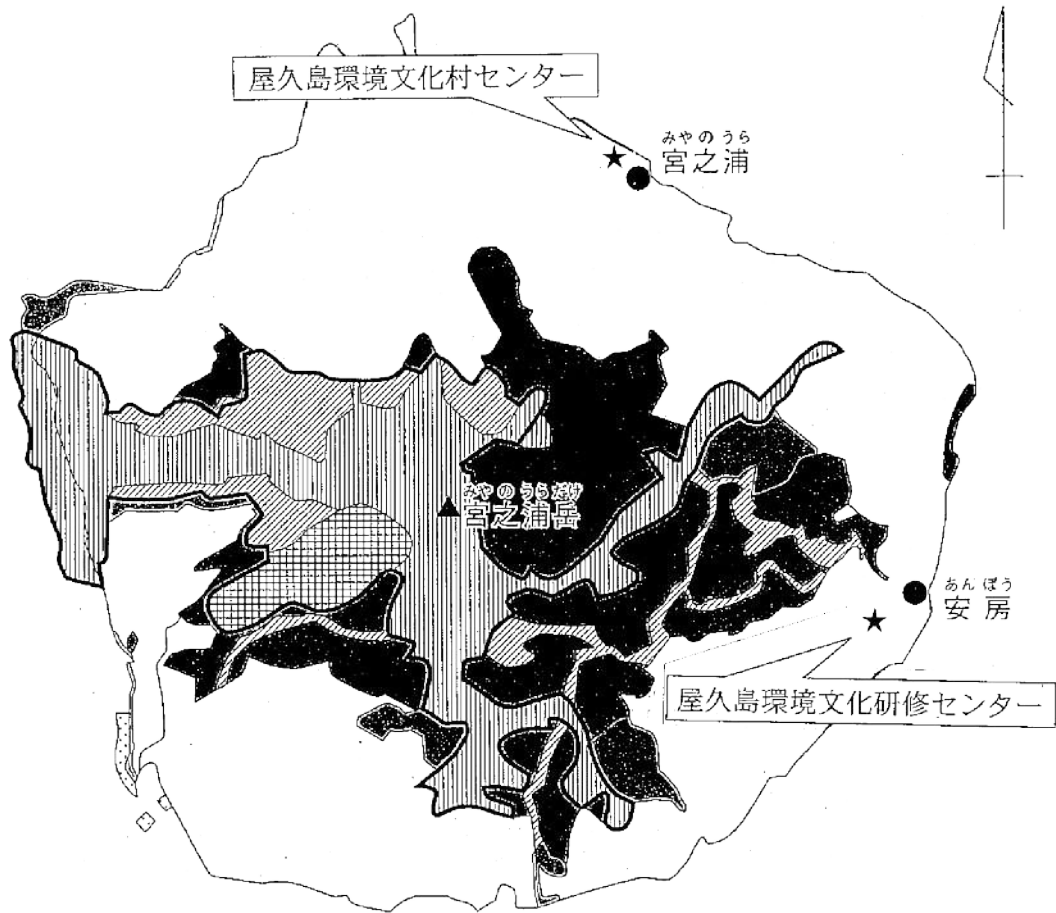
ウ 位置づけ・機能

- ・ 環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
自然，風土，歴史，文化など環境学習に関する研修
ガイドセミナー等人材養成のための専門研修
- ・ 研修参加者相互の語らいの場（交流機能）
研修参加者相互のコミュニケーションの場
屋久島に関わりのある人や研究者も含めた交流の場
- ・ 研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）
研修参加者に対応する宿泊室等のサービス提供

(3) 経緯

平成4年	11月	屋久島環境文化村マスタープラン公表
5年	5月	中核施設基本計画公表
6年	6月	中核施設基本設計公表
6年	10月	中核施設実施設計策定
7年	1月	中核施設造成工事着手
7年	3月	中核施設建築工事起工式
8年	3月	屋久島環境文化研修センター完工
8年	6月	屋久島環境文化村センター完工
8年	7月	中核施設開館

世界遺産登録地域



凡 例		全体面積 (ha)	登録地域面積 (ha)	備 考
国立公園区域	特別保護地区	7,478	7,419	森林生態系保護地域保存地区
	第1種特別地域	2,595	2,109	
	第2種特別地域	2,010	0	9,600 ha
	第3種特別地域	8,906	0	特別天然記念物
	海域公園地区	114.4	0	4,393 ha
	原生自然環境保全地域	1,219	1,219	
計		22,322.4	10,747	

2 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ処理状況

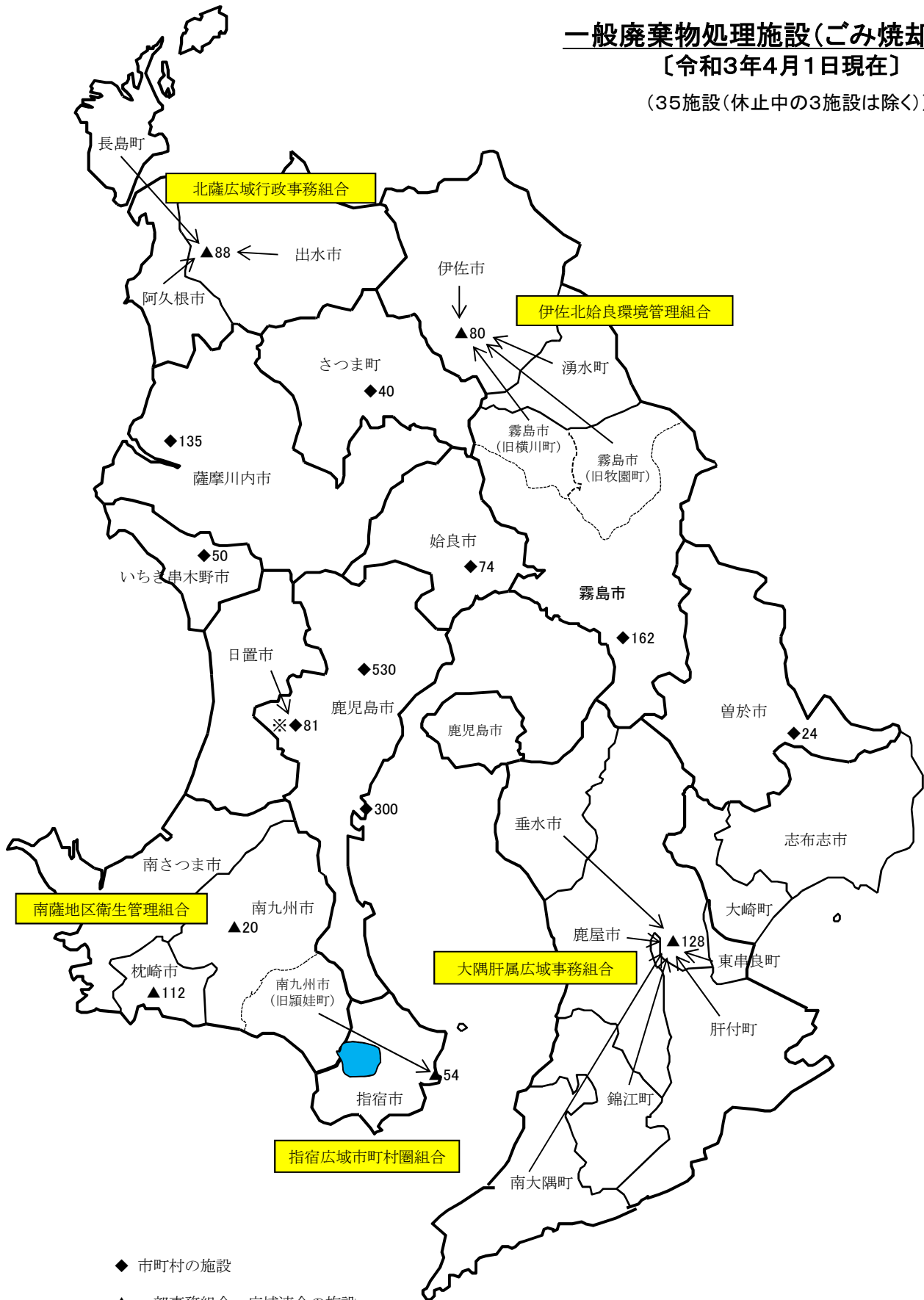
(単位：トン)

年度		26		27		28		29		30	
処理方法											
処 理 量	焼却	455,586	78.8%	450,181	78.2%	440,200	78.9%	432,212	78.9%	432,672	77.9%
	埋立	15,018	2.6%	15,624	2.7%	14,023	2.5%	12,124	2.2%	11,725	2.1%
	中間処理 (焼却以外)	70,502	12.2%	73,461	12.8%	72,667	13.0%	72,059	13.2%	78,022	14.1%
	直接資源化	32,795	5.7%	32,001	5.6%	27,770	5.0%	28,140	5.1%	30,200	5.4%
	計	573,901	99.3%	571,267	99.3%	554,660	99.4%	544,535	99.4%	552,619	99.5%
集団回収量		4,237	0.7%	4,198	0.7%	3,387	0.6%	3,261	0.6%	3,052	0.5%
合 計		578,138	100.0%	575,465	100.0%	558,047	100.0%	547,796	100.0%	555,671	100.0%

一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)

[令和3年4月1日現在]

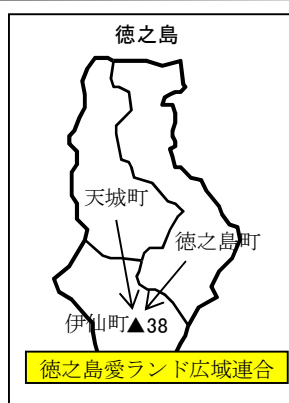
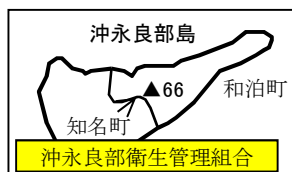
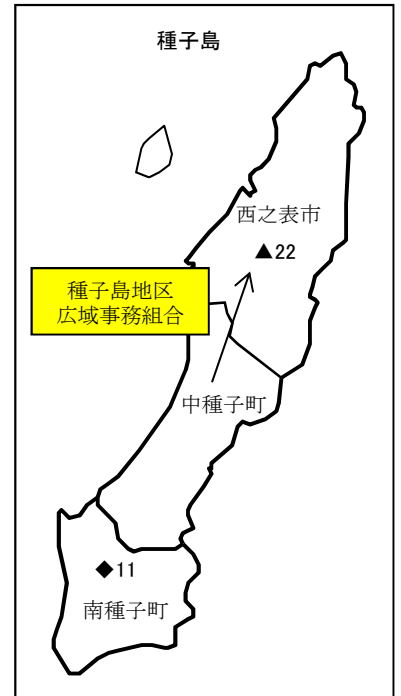
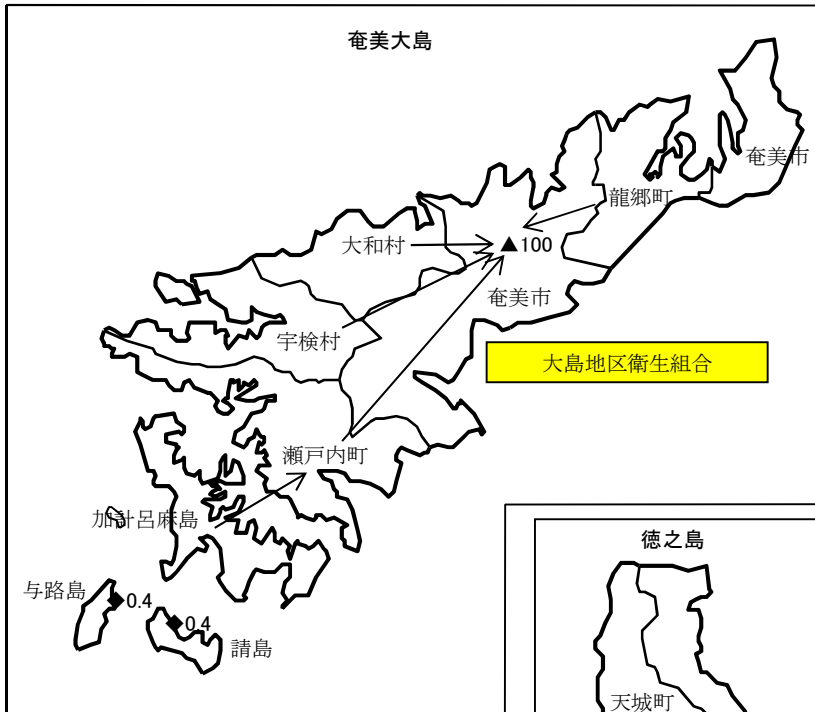
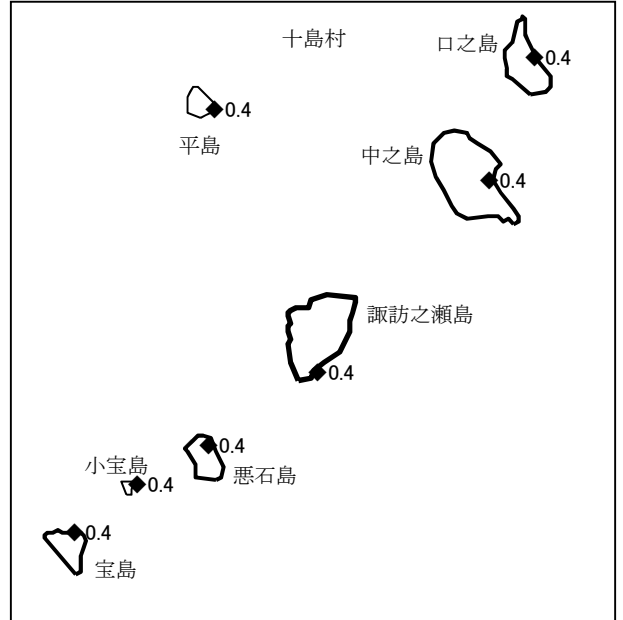
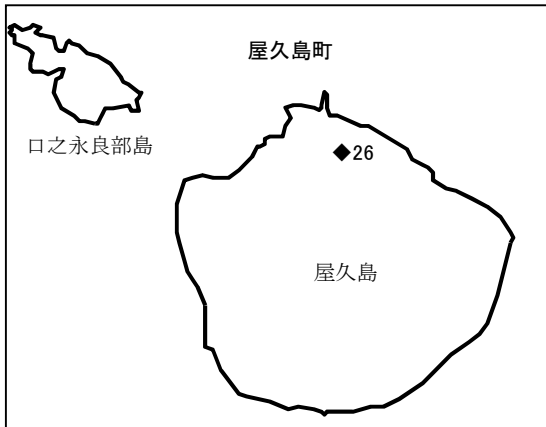
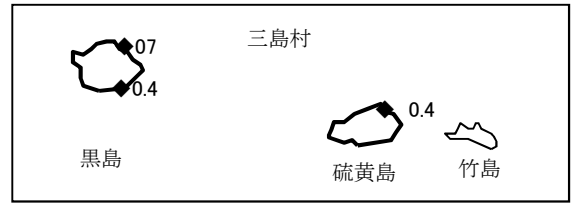
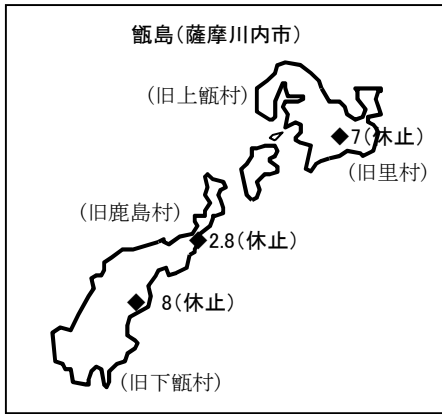
(35施設(休止中の3施設は除く))



- ◆ 市町村の施設
- ▲ 一部事務組合・広域連合の施設
- ※ 鹿児島市(旧松元町)内にある日置市の施設

印の隣の数字は施設の規模 (t/日)

一般廃棄物処理施設
 (ごみ焼却施設)
 [令和3年4月1日現在]



(2) ごみ処理(焼却施設)における広域処理(一部事務組合の状況)

(令和3年4月1日現在)

一部事務組合	処理能力 t/日	事務所所在地	設立年月日	構成市町村
指宿広域市町村圏組合	54	指宿市	S46.10.1	指宿市, 南九州市(旧穎娃町)
南薩地区衛生管理組合	2施設 132	南さつま市	H19.4.1	枕崎市, 南さつま市, 南九州市(旧知覧町, 旧川辺町)
大島地区衛生組合	100	奄美市	S48.8.17	奄美市, 大和村, 龍郷町, 宇検村, 瀬戸内町
沖永良部衛生管理組合	66	和泊町	S51.4.1	和泊町, 知名町
伊佐北始良環境管理組合	80	伊佐市	S51.10.12	伊佐市, 霧島市(旧横川町, 旧牧園町), 湧水町
北薩広域行政事務組合	88	出水市	S58.4.1	出水市, 阿久根市, 長島町
大隅肝属広域事務組合	128	鹿屋市	H21.4.1	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
種子島地区広域事務組合	22	西之表市	H11.6.1	西之表市, 中種子町
徳之島愛ランド広域連合	38	伊仙町	H13.3.8	徳之島町, 天城町, 伊仙町
計	708 (10施設)			

(参考) 単独の市町村による焼却施設<()は処理能力t/日>

鹿児島市(2施設830), 薩摩川内市(4施設152.8), 日置市(81), 曾於市(24),
霧島市(162), いちき串木野市(50), 始良市(74), さつま町(40), 南種子町(11), 屋久島町(26),
喜界町(12), 与論町(8), 瀬戸内町(2施設0.8), 三島村(3施設1.5), 十島村(7施設2.8)

計: 7市6町2村(28施設1,475.9t/日) 合計: 38施設2,183.9t/日

3 し尿処理施設の整備状況

(1) し尿処理状況

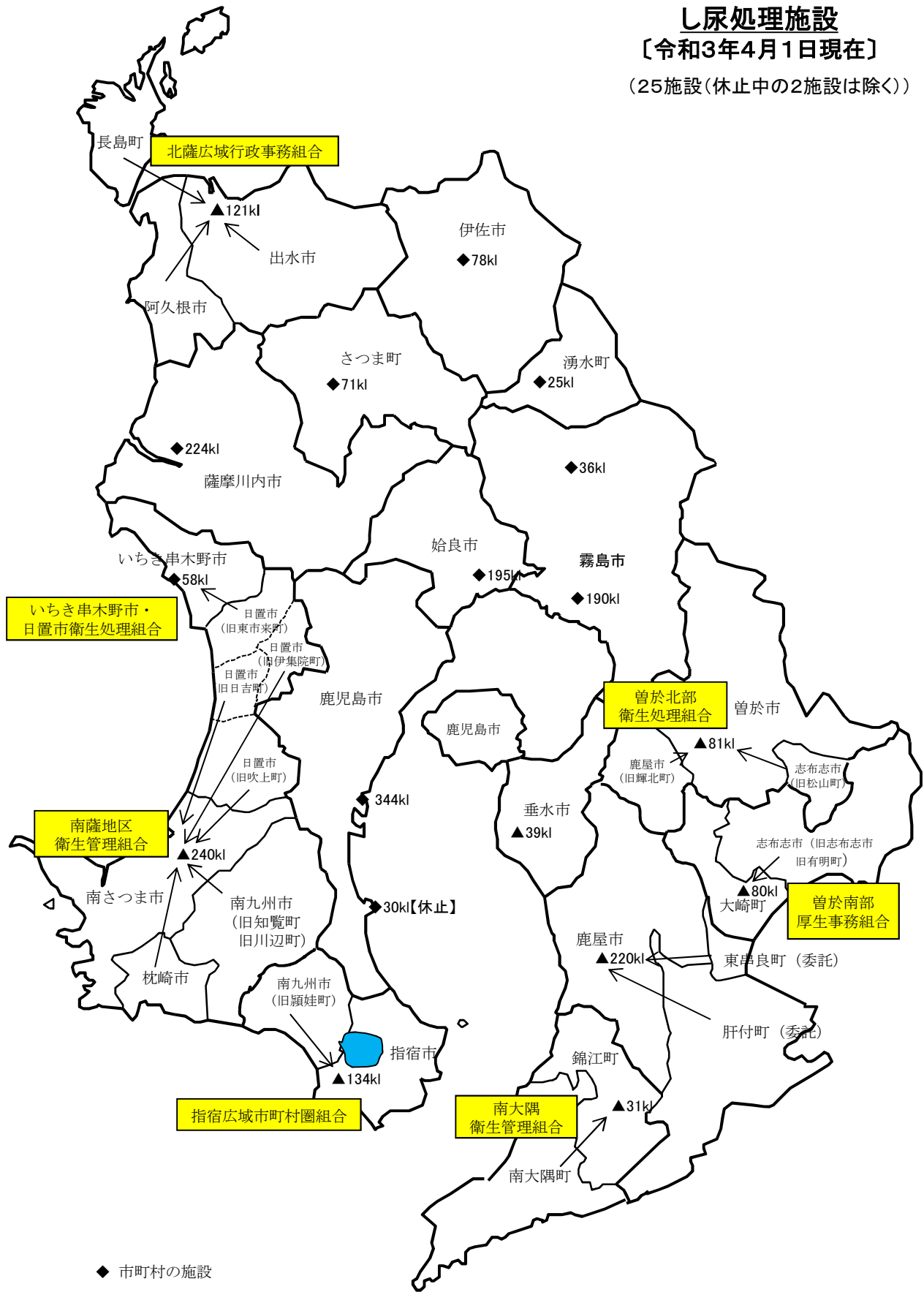
(単位:キロリットル, %)

		21		22		23		24		25	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
処 理 量	し尿処理施設	739,623	97.4	725,186	98.9	709,238	97.3	713,115	97.4	707,350	97.7
	海洋投入	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	農地還元	13,323	1.8	15,668	2.1	12,979	1.8	14,617	2.0	12,381	1.7
	その他	5,465	0.7	4,939	0.7	4,650	0.6	4,200	0.6	4,037	0.6
	計	758,411	99.9	730,816	99.7	726,867	99.7	731,932	100.0	723,768	100.0
自家処理		823	0.1	2,415	0.3	1,939	0.3	363	0.0	333	0.0
合 計		759,234	100.0	733,231	100.0	728,806	100.0	732,295	100.0	724,101	100.0
		26		27		28		29		30	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
処 理 量	し尿処理施設	699,746	97.7	696,369	97.8	714,712	97.8	715,573	97.6	721,373	98.3
	海洋投入	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	農地還元	15,458	2.2	11,742	1.6	12,462	1.7	13,648	1.9	10,374	1.4
	その他	592	0.1	3,996	0.6	3,642	0.5	3,863	0.5	2,066	0.3
	計	715,796	100.0	712,107	100.0	730,816	100.0	733,084	100.0	733,813	100
自家処理		304	0.0	240	0.0	183	0.0	162	0.0	162	0.0
合 計		716,100	100.0	712,347	100.0	730,999	100.0	733,246	100.0	733,975	100

し尿処理施設

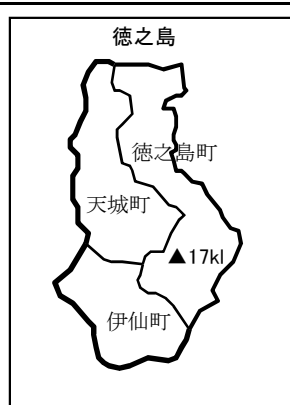
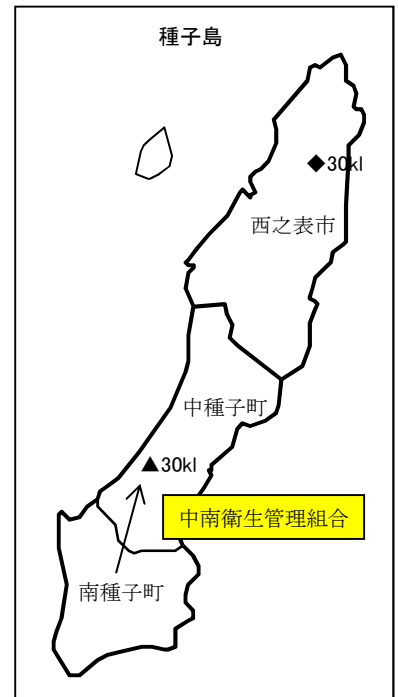
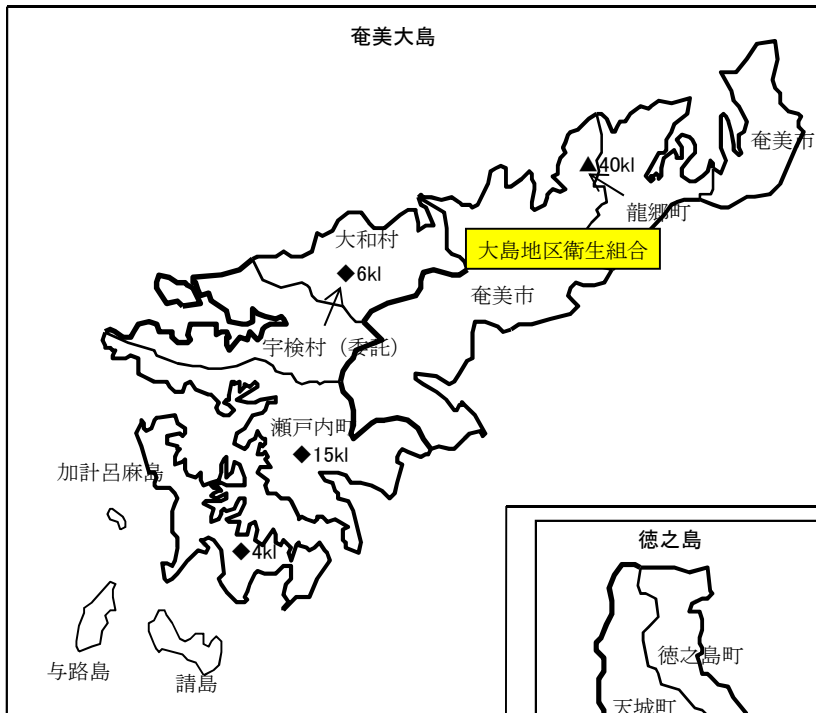
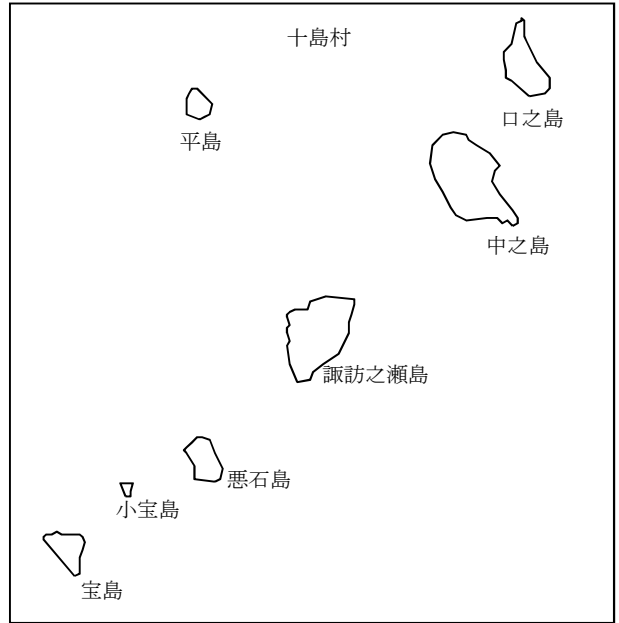
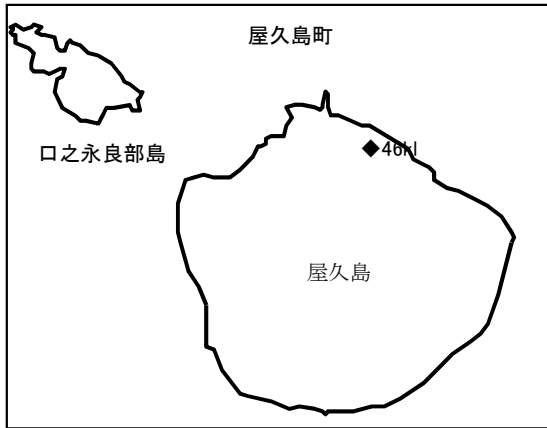
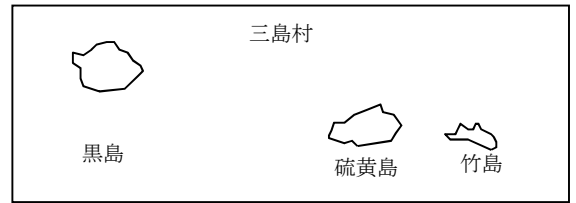
[令和3年4月1日現在]

(25施設(休止中の2施設は除く))



- ◆ 市町村の施設
 - ▲ 一部事務組合・広域連合の施設
- 印の隣の数字は施設の規模 (kl/日)

し尿処理施設 〔令和3年4月1日現在〕



(2) し尿処理における広域処理

ア 一部事務組合

(令和3年4月1日現在)

一部事務組合	処理能力	事務所所在地	設立年月日	構成市町村
	kl/日			
いちき串木野市・日置市衛生処理組合	58	いちき串木野市	S38.1.10	いちき串木野市, 日置市(旧東市来町)
南薩地区衛生管理組合※	240	南さつま市	H19.4.1	枕崎市, 日置市(旧吹上町, 旧伊集院町, 旧日吉町), 南さつま市, 南九州市(旧知覧町, 旧川辺町)
指宿広域市町村圏組合	134	指宿市	S46.10.1	指宿市, 南九州市(旧穎娃町)
曾於北部衛生処理組合	81	曾於市	S46.11.1	曾於市, 鹿屋市(旧輝北町), 志布志市(旧松山町)
南大隅衛生管理組合	31	錦江町	S47.5.13	錦江町, 南大隅町
中南衛生管理組合	30	中種子町	S48.5.10	中種子町, 南種子町
北薩広域行政事務組合	121	出水市	S58.4.1	阿久根市, 出水市, 長島町
曾於南部厚生事務組合	80	志布志市	S61.4.1	志布志市(旧志布志町, 旧有明町), 大崎町
大島地区衛生組合	40	奄美市	S48.8.17	奄美市, 龍郷町
計 9組合し尿処理施設	9施設 815			

イ 市町村

(令和3年4月1日現在)

市町村	処理能力	事務所所在地	設立年月日	構成市町村
	kl/日			
鹿屋市	220	鹿屋市	—	鹿屋市, 東串良町, 肝付町 (肝属東部衛生処理組合の廃止に伴いH27年4月から東串良町及び肝付町のし尿を受入)

(参考) 単独の市町村によるし尿処理施設<()は処理能力kl/日>

鹿屋市(2施設374), 西之表市(30), 垂水市(39), 薩摩川内市(2施設230),
霧島市(2施設226), 伊佐市(78), 始良市(195), さつま町(71), 湧水町(25),
屋久島町(46), 大和村(6), 瀬戸内町(2施設19), 徳之島町(17)

計: 7市5町1村(17施設1, 356kl/日) 合計: 27施設2, 391kl/日

4 産業廃棄物の状況

(1) 産業廃棄物の業種別発生量（推計）

（単位：千トン）

種 類	年 度		
	平成 2 2 年	平成 2 7 年	令和 2 年
農 業	6,024	5,923	5,889
鉱 業	104	42	0.02
建 設 業	882	700	1,028
製 造 業	975	1,183	1,072
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	9	10	3
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	3	14	7
サ ー ビ ス 業	12	15	37
そ の 他	496	478	133.4
合 計	8,504	8,365	8,170

(2) 産業廃棄物の種類別発生量（推計）

（単位：千トン）

種 類	年 度		
	平成 2 2 年	平成 2 7 年	令和 2 年
燃 え 殻	5	4	8
汚 泥	706	580	536
廃 油	20	13	53
廃 酸	360	557	284
廃 ア ル カ リ	11	57	47
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	53	46	118
紙 く ず	5	6	10
木 く ず	119	74	161
織 維 く ず	1	1	1
動 植 物 性 残 さ	230	282	123
動 物 系 固 形 不 要 物	14	2	0
ゴ ム く ず	0	0	0
金 属 く ず	56	41	58
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	47	70	168
鉱 さ い	101	32	0
が れ き 類	735	626	674
ば い じ ん	0	0	1
動 物 の ふ ん 尿	6,013	5,912	5,878
動 物 の 死 体	6	6	6
そ の 他 の 産 業 廃 棄 物	2	2	20
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	18	54	25
合 計	8,504	8,365	8,170

(3) 産業廃棄物処理施設設置状況

() 書は、鹿児島市内分内書 (単位：施設)

年度		年度				
		H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
中間処理施設	汚泥の脱水施設	75 (10)	76 (10)	76 (10)	77 (10)	76 (10)
	汚泥の乾燥施設	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
	汚泥の焼却施設	6 (3)	6 (3)	6 (3)	6 (3)	8 (5)
	廃油の油水分離施設	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
	廃油の焼却施設	5 (3)	5 (3)	5 (3)	5 (3)	7 (5)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)
	廃プラスチックの破碎施設	36 (12)	36 (12)	37 (13)	41 (14)	39 (12)
	木くず又はがれき類の破碎施設	319 (70)	336 (71)	350 (75)	360 (77)	354 (69)
	廃プラスチック類の焼却施設	8 (5)	9 (5)	9 (5)	9 (5)	9 (5)
	その他の焼却施設	16 (7)	16 (7)	16 (7)	16 (7)	14 (7)
	コンクリート固形化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	シヤンの分解施設	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)
	合 計	485(112)	504(113)	519(118)	534(121)	527(115)
	最終処分場	安定型最終処分場	29 (10)	29 (10)	29 (10)	29 (10)
管理型最終処分場		2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
遮断型最終処分場		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		31 (10)	31 (10)	31 (10)	31 (10)	31 (10)
合 計		516(122)	535(123)	550(128)	565(131)	558(125)

(4) 産業廃棄物処理業の許可状況 (1)

(知事許可分)

年度		年度						
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
業種								
収集運搬業		2,175	2,218	2,356	2,318	2,437	2,360	2,461
処分業	中間処理のみ	237	237	245	244	255	254	254
	最終処分のみ	6	6	6	6	6	6	5
	中間処理+最終処分	11	11	11	11	11	11	11
計		2,429	2,472	2,618	2,579	2,709	2,631	2,731

産業廃棄物処理業の許可状況 (2)

(鹿児島市長許可分)

年度		年度						
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
業種								
収集運搬業		359	243	175	174	170	168	156
処分業	中間処理のみ	68	77	79	80	82	82	81
	最終処分のみ	3	3	2	2	2	2	2
	中間処理+最終処分	7	7	7	7	7	7	7
計		437	330	263	263	261	259	246

(1) 自然公園一覧表

(令和3年3月31日現在, 単位: ha)

区分	項目	指定年月日	面積 (海域を除く)				海域公園地区
			計	特別保護地区	特別地域	普通地域	
国立公園	霧島錦江湾国立公園	昭和9. 3. 16	23,599.0	3,397.0	15,713.0	4,489.0	487.7
	屋久島国立公園	平成24. 3. 16	24,566.0	7,669.0	16,832.0	65.0	170.9
	雲仙天草国立公園	昭和31. 7. 20	1,447.0	—	1,447.0	—	—
	奄美群島国立公園	平成29. 3. 7	42,181.0	5,248.0	35,363.0	1,570.0	1,124.0
	小計		91,793.0	16,314.0	69,355.0	6,124.0	1,782.6
国定公園	日南海岸国定公園	昭和30. 6. 1	1,038.9	—	1,038.9	—	—
	甌島国定公園	平成27. 3. 16	5,447.0	86.0	5,303.0	58.0	6,759.7
	小計		6,485.9	86.0	6,341.9	58.0	6,759.7
県立自然公園	吹上浜金峰山県立自然公園	昭和28. 3. 31	3,736.0	—	1,133.0	2,604.0	—
	阿久根県立自然公園	〃	754.7	—	62.5	692.2	—
	坊野間県立自然公園	〃	2,340.3	—	380.4	1,959.9	—
	藺牟田池県立自然公園	〃	3,937.7	—	187.5	3,750.2	—
	川内川流域県立自然公園	39. 4. 1	6,571.0	—	—	6,571.0	—
	高隈山県立自然公園	52. 6. 1	2,437.0	—	1,042.0	1,395.0	—
	大隅南部県立自然公園	〃	1,215.0	—	993.0	222.0	—
	トカラ列島県立自然公園	平成4. 4. 1	4,619.0	—	4,503.0	116.0	—
小計		25,610.7	—	8,301.4	17,310.3	—	
自然公園計			123,889.6	16,400.0	83,998.3	23,492.3	8,542.3

(※合計は、端数処理の関係上一致しない)

(注) 指定後の区域等の主な変更については次のとおりである。

① 霧島錦江湾国立公園

- ・昭和39年3月16日 霧島国立公園(昭和9年3月16日指定)に錦江湾国定公園(昭和30年9月1日指定)と屋久島地域を編入
- ・昭和45年7月1日 海域公園地区の設定
- ・昭和58年1月14日 屋久島地域の区域拡張(西部林道等)
- ・昭和60年9月5日 霧島地域の区域縮小(区域線の明確化)
- ・昭和62年8月28日 錦江湾地域の区域変更(桜島の区域見直し等)
- ・平成14年2月19日 屋久島地域の区域拡張等(世界自然遺産登録地の隣接地等)
- ・平成17年7月12日 錦江湾地域の区域縮小(指宿市, 開聞町の市街地)
- ・平成18年12月26日 霧島地域の区域拡張(えびの市内自然林等)
- ・平成19年3月30日 屋久島地域の区域拡張(口永良部島)
- ・平成24年3月16日 霧島屋久国立公園を霧島錦江湾国立公園(錦江湾奥地域・高峠の拡張)と屋久島国立公園に再編成
- ・平成30年8月10日 錦江湾地域の区域拡張等(雄川の滝の編入等)

② 屋久島国立公園

- ・平成24年3月16日 霧島屋久国立公園を屋久島国立公園と霧島錦江湾国立公園に再編成

③ 雲仙天草国立公園

- ・昭和31年7月20日 雲仙国立公園に鹿児島県域を編入(長島)
- ・平成元年12月16日 区域縮小(長島町諸浦, 平尾等)

④ 吹上浜金峰山県立自然公園

- ・平成元年4月1日 車両乗入規制の設定
- ・平成4年4月1日 区域縮小(串木野市下名, 東市来町伊作田等)
- ・平成20年4月8日 区域拡張(万之瀬川)
- ・平成31年3月29日 区域拡張(金峰山)に伴い, 吹上浜県立自然公園から吹上浜金峰山県立自然公園に名称変更

- ⑤ 坊野間県立自然公園
 - ・平成15年5月6日 区域拡張（大浦町亀ヶ丘，笠沙町野間岳等）
- ⑥ 高隈山県立自然公園
 - ・平成24年3月16日 区域縮小（高峠）
- ⑦ 甕島国定公園
 - ・平成27年3月16日 甕島県立自然公園を廃止し，甕島国定公園に指定
- ⑧ 奄美群島国立公園
 - ・平成29年3月7日 奄美群島国定公園を廃止し，奄美群島国立公園に指定
- ⑨ 大隅南部県立自然公園
 - ・平成30年8月10日 区域縮小（雄川の滝）

6 県内における環境大気監視状況

令和3年4月1日現在



(1) 大 気 汚 染

(大気環境基準の達成状況)

(単位：%)

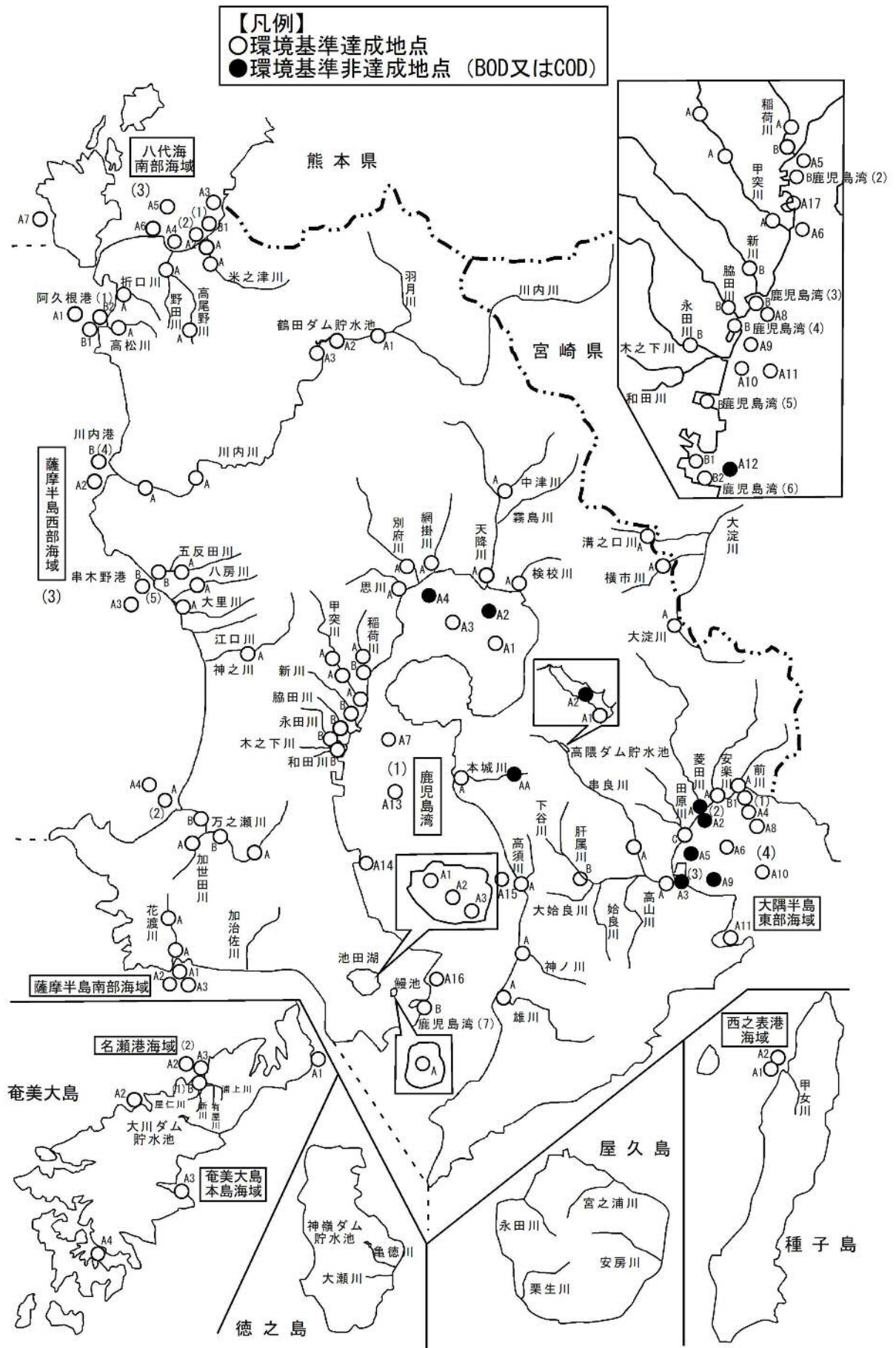
測定項目	年 度	平成30		令和元	
		県	国	県	国
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般局	92.9 $\left(\frac{13}{14}\right)$	99.9	86.7 $\left(\frac{13}{15}\right)$	
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般局	85.7 $\left(\frac{12}{14}\right)$	99.8	100.0 $\left(\frac{15}{15}\right)$	
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	
二酸化窒素 (NO ₂)	一般局	100.0 $\left(\frac{10}{10}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{10}{10}\right)$	
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	99.7	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	
光化学オキシダント (O _x)	一般局	0.0 $\left(\frac{0}{11}\right)$	0.1	0.0 $\left(\frac{0}{11}\right)$	
一酸化炭素 (CO)	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般局	75.0 $\left(\frac{6}{8}\right)$	93.5	100.0 $\left(\frac{8}{8}\right)$	
	自排局	0.0 $\left(\frac{0}{2}\right)$	93.1	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	

注1) 一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

注2) () 書きは，達成局数／有効測定局数

注3) 平成30年度は，黒神局が評価に必要な年間測定時間（6,000時間以上）を満たしていないため，評価対象外である。

7 県内における公共用水域の水質状況（令和元年度）



(1) 水質汚濁

(水質環境基準の達成状況)

(単位：%)

区分	平成30		令和元	
	県	国	県	国
河川 (BOD)	97.7 $\left(\frac{42}{43}\right)$	94.6	95.3 $\left(\frac{41}{43}\right)$	94.1
湖沼 (COD)	100.0 $\left(\frac{4}{4}\right)$	54.3	75.0 $\left(\frac{3}{4}\right)$	50.0
海域 (COD)	79.2 $\left(\frac{19}{24}\right)$	79.2	83.3 $\left(\frac{20}{24}\right)$	80.5
全体	91.5 $\left(\frac{65}{71}\right)$	89.6	90.1 $\left(\frac{64}{71}\right)$	89.2

(注) BOD …… 河川水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、水中に含まれている汚濁物質が微生物等によって酸化分解されるときに必要な酸素量をいい、この数値が高いほど水が汚れていることを示す。

COD …… 湖沼・海域の水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、水中に含まれている汚濁物質を試薬で分解するとき消費する酸素量をいい、この数値が高いほど水が汚れていることを示す。

() 書きは、基準達成水域数／調査水域数

(水質汚濁の主な原因)

県内の公共用水域の水質は、全般的には良好な状態を保っているが、河川においては生活排水や事業場排水の影響等により、海域においては河川の影響や植物プランクトンの影響等により環境基準を達成していない水域がある。

8 県指定希少野生動植物一覧（45種）

平成16年3月2日指定分

分類	種名（和名）	種名（学名）	科名
動物	ベッコウサンショウウオ	<i>Hynobius stejnegeri</i>	サンショウウオ科
動物	リュウキュウアユ	<i>Plecoglossus altivelis ryukyuensis</i>	アユ科
動物	タナゴモドキ	<i>Hypseleotris cyprinoides</i>	カワアナゴ科
動物	タメトモハゼ	<i>Ophieleotris</i> sp.	カワアナゴ科
動物	キバラヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp.	ハゼ科
動物	シマカノコ	<i>Neritina turrita</i>	アマオブネガイ科
動物	ヤエヤマヒルギシジミ	<i>Gelonina reosa</i>	シジミ科
動物	クサカキノミギセル	<i>Hemizaptyx kusakakiensis</i>	キセルガイ科
動物	ハジメテビロウドマイマイ	<i>Neochloritis tomiyamai</i>	ナンバンマイマイ科
動物	ウジグントウマイマイ	<i>Euhadra tokarainsula ujiensis</i>	オナジマイマイ科
植物	ハツシマカンアオイ	<i>Heterotropa hatsushimae</i>	ウマノスズクサ科
植物	ヤクシマアオイ	<i>Heterotropa yakusimensis</i>	ウマノスズクサ科
植物	ミチノクフクジュソウ	<i>Adonis multiflora</i>	キンポウゲ科
植物	ハヤトミツバツツジ	<i>Rhododendron dilatatum</i> var. <i>satumense</i>	ツツジ科
植物	シシンラン	<i>Lysionotus pauciflorus</i>	イワタバコ科
植物	ヒナラン	<i>Amitostigma gracile</i>	ラン科
植物	サツマチドリ	<i>Amitostigma kurokamianum</i> var. <i>micropunctata</i>	ラン科
植物	キリシマエビネ	<i>Calanthe aristulifera</i>	ラン科
植物	レンギョウエビネ	<i>Calanthe lyroglossa</i>	ラン科
植物	オナガエビネ	<i>Calanthe masuca</i>	ラン科
植物	サクラジマエビネ	<i>Calanthe oblanceolata</i>	ラン科
植物	ヘツカラン	<i>Cymbidium dayanum</i> var. <i>austro-japonicum</i>	ラン科
植物	サギソウ	<i>Habenaria radiata</i>	ラン科
植物	ウチョウラン	<i>Orchis graminifolia</i>	ラン科
植物	ガンゼキラン	<i>Phaius flavus</i>	ラン科

平成16年4月23日指定分

分類	種名（和名）	種名（学名）	科名
植物	ミヤビカンアオイ	<i>Heterotropa celsa</i>	ウマノスズクサ科
植物	アマミアセビ	<i>Pieris amamioshimensis</i>	ツツジ科
植物	アマミセイシカ	<i>Rhododendron amamiense</i>	ツツジ科
植物	テンノウメ	<i>Osteomeles anthyllidifolia</i>	バラ科
植物	ウケユリ	<i>Lilium alexandrae</i>	ユリ科
植物	クスクスラン	<i>Bulbophyllum affine</i>	ラン科
植物	シコウラン	<i>Bulbophyllum macraei</i>	ラン科
植物	アマミエビネ	<i>Calanthe aristulifera</i> var. <i>amamiana</i>	ラン科
植物	カンラン	<i>Cymbidium kanran</i>	ラン科
植物	フウラン	<i>Neofinetia falcata</i>	ラン科
植物	カクチョウラン	<i>Phaius tancarvilleae</i>	ラン科
植物	ナゴラン	<i>Sedirea japonica</i>	ラン科

平成18年11月17日指定分

分類	種名（和名）	種名（学名）	科名
動物	サキシマヌマエビ	<i>Caridina sakishimensis</i>	ヌマエビ科

平成30年6月19日指定分

分類	種名（和名）	種名（学名）	科名
動物	ムラクモカノコガイ	<i>Neritina Vqriegata</i>	アマモブネガイ科

令和元年5月17日指定分

分類	種名（和名）	種名（学名）	科名
動物	オキナワトカゲ	<i>Plestiodon marginatus</i>	トカゲ科
動物	バーバートカゲ	<i>Plestiodon barbouri</i>	トカゲ科
植物	トキソウ	<i>Pogonia japonica</i>	ラン科

令和2年12月24日指定分

分類	種名（和名）	種名（学名）	科名
植物	イワザクラ	<i>Primula tosaensis</i>	サクラソウ科
植物	アキザキナギラン	<i>Cymbidium javanicum</i> var. <i>aspidistrifolium</i>	ラン科
植物	クマガイソウ	<i>Cypripedium japonicum</i>	ラン科

9 関係機関及び附属機関

(1) 関係機関

(令和3年4月1日現在)

団体名	所在地	T E L	代表者	所掌事務	所管課
(一財)鹿児島県環境技術協会	鹿児島市七ツ島1丁目 1番地10	099(262)0110	宮廻 甫允	環境に係る調査, 測定分析, 技術指導, 普及啓発活動等を行い, もって地域の良い環境の保全に寄与する。	環境林務課
鹿児島県衛生自治団体連合会	廃棄物・リサイクル 対策課内	099(286)2594	米倉 賢蔵	公衆衛生思想の普及実践, 特に衛生推進組織の活発な運営を進め, 生活環境の改善を図る。	廃棄物・リサイクル対策課
(一社)鹿児島県産業資源循環協会	鹿児島市錦江町11-40	099(222)0230	永田 雄一	産業廃棄物の適正な処理, 再生利用等を積極的に推進することにより, 生活環境の保全, 産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り, もって県民の福祉の向上に寄与する。	〃
(公財)鹿児島県環境整備公社	薩摩川内市川永野町 6924-11	0996(21)1220	山下 隆志	廃棄物処理施設の整備を行うとともに廃棄物の処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより, 地球環境保全, 自然環境保護及び地域社会の健全な発展に寄与する。	〃
(公財)屋久島環境文化財団	熊毛郡屋久島町宮之浦 823番地1 (屋久島環境文化村センター内)	0997(42)2911	小野寺 浩	環境学習や環境保全活動の推進・支援を通じ, 屋久島の豊かな自然とのふれあいの中で人間の活動と環境とのかかわりや自然の恵みについて学習する拠点を形成し, もって自然環境保全に寄与する。	自然保護課

(2) 附属機関一覧

(令和3年4月1日現在)

審議会名	所掌事項	委員数	設置根拠法令等	所轄課
県公害審査会	公害に係る紛争についてのあっせん，調停及び仲裁を行う。	9	公害紛争処理法 県公害紛争処理条例	環境林務課
県公害健康被害認定審査会	水俣病の認定に関し，知事に意見を述べる。	7	公害健康被害の補償等に関する法律 県公害健康被害認定審査会条例	〃
県環境審議会	環境保全に関する基本事項の調査審議を行う。	42	環境基本法 県環境審議会条例	〃